

たはら農業プラン

(2018-2027) 中間改定 (素案)

日本一元気で魅力的な農業



2023年(令和5年)3月改定

田原市

目次

第1章 プランの目的と性格

1 プランの目的	1
2 プランの位置付け	2
3 プランの性格	2

第2章 田原市の農業における現状と課題

1 田原市の概況	4
2 田原市の農業の現状	6
3 田原市の農業をとりまく社会情勢の展望	22
4 田原市の農業の課題	24

第3章 基本理念

1 基本理念	30
2 将来像	32
3 基本目標	33

第4章 基本方針と体系

1 基本方針	34
2 体系	36

第5章 各施策における主な取組

基本施策 1-1 農業経営体の確保	37
基本施策 1-2 労働人材の確保	38
基本施策 1-3 多様な担い手の育成	39
基本施策 2-1 農業経営の活性化	40
基本施策 2-2 環境保全型農業の推進	41
基本施策 2-3 多様な取組	42
基本施策 2-4 交流・食育・花育の推進	43
基本施策 3-1 農業基盤の整備	44
基本施策 3-2 農地の保全・活用の推進	45

第6章 重点プロジェクト

新規就農者の確保	47
農業生産に関わる人材の安定的な確保	49
担い手確保のための支援・連携	51
農業競争力の強化	53
土づくりと有害鳥獣対策	55
農を活用した新産業の創出	57
農と食に対する理解促進	60
農地中間管理機構と連携した基盤整備	62
良好な農地の維持・保全	63

第7章 たはら農業プランの推進に向けて

たはら農業プランの推進	65
-------------	----

参考資料

第1章 プランの目的と性格

1 プランの目的

田原市は、平成30年3月に令和9年度までの10年間を見据え、新たな基本理念と将来像を掲げた「たはら農業プラン（2018-2027）」を策定しました。本プランでは、「人」、「生産と経営」、「基盤」の3つの視点で基本目標を設定し、重点プロジェクトを中心に課題解決に向けた取組を進めることとしています。

策定から5年が経過する中で、農業においてはより一層の高齢化や後継者不足の深刻化、グローバル化の進展、ICT*（情報通信技術）やIoT*（モノのインターネット）、AI*（人工知能）の技術革新など、大きな転換期を迎えています。

また、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う国内外の経済悪化等により、農産物の需要が大きく減少したうえ、ウクライナ情勢を発端とする化石燃料や肥料・原材料価格の高騰など、新たな課題にも直面しています。

田原市においても、平成26年から5年連続で市町村別農業産出額で日本一を維持してきましたが、豚熱の発生による出荷量の減少や、新型コロナウイルスの感染拡大による花き需要の減少などの影響により、令和2年から2年連続で第2位に留まりました。

このような農業を取り巻く環境の変化に対応するため、このたび令和4年度に本プランの中間見直しを行い、必要に応じた改定をすることとしました。改定にあたっては、本プランの基本理念と将来像は保持しつつ、SDGs*（持続可能な開発目標）の達成や、新たな課題を踏まえて内容を修正し、基本施策における取組内容の変更を行いました。

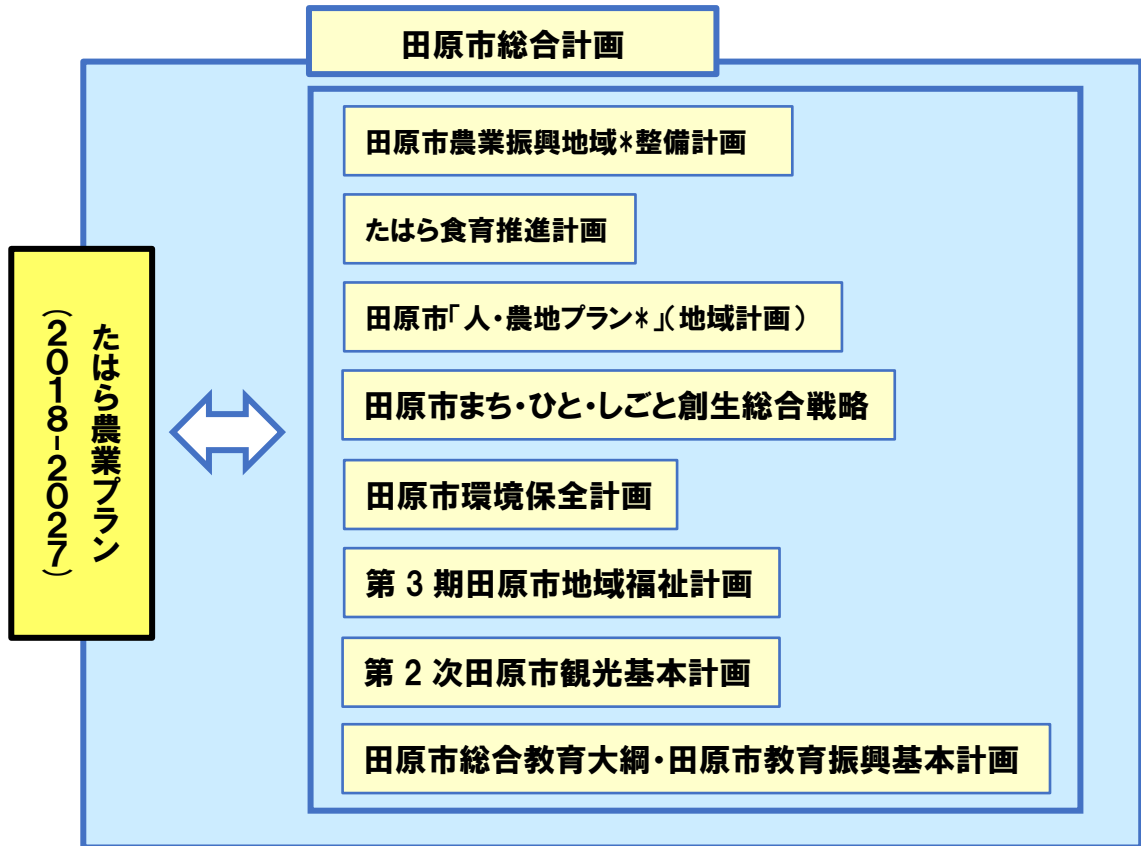
本プランにより、次世代を担う「元気な農業者」を育成し、農業生産の拡大や農業経営の強化、先進技術の活用などを促進し、「日本一の農業産地」を持続させていきます。

また、農業者が自信と誇りをもって活力ある農業を展開し、市民が農業を理解し、親しむことができる「魅力的な農村環境」を守っていきます。



2 プランの位置付け

本プランは、改定版第1次田原市総合計画（平成25年3月策定）の「産業経済分野」における「農業の振興」施策の方向性に沿った計画です。本プランの推進にあたっては、他部局の計画などとの連携を図ります。



3 プランの性格

(1) 策定にあたっての留意点

○ 「たはら21新農業プラン」の理念を引き継いだプラン

田原市の農業振興に向け、多様な地域特性を生かしつつ、社会情勢を踏まえた環境への配慮や、グローバルな経済連携に対応できる力強い農業展開、市民や子供たちが田原市の農業に誇りや愛着を感じられるようにすることが求められています。プランの策定にあたっては、前計画の「たはら21新農業プラン」の4つの基本理念である「① 渥美半島の農業を守る！－「強い農業」を持続する」「② 渥美半島の環境を愛でる！－「環境にやさしい農業」を展開する」「③ 渥美半島の農業を育てる！－「輝く農業」を展開する」「④ 渥美半島から農業の新しい風を起こす！－「攻めの農業」を展開する」を引き継ぎ、渥美半島の農業を持続的なものとしていきます。

○ 農業政策運営の指針として活用できるプラン

本プランを農業政策運営の指針として活用するとともに、農業者などが主体的に参画・実行することができるよう、このプランの実効性、実現性を重視します。

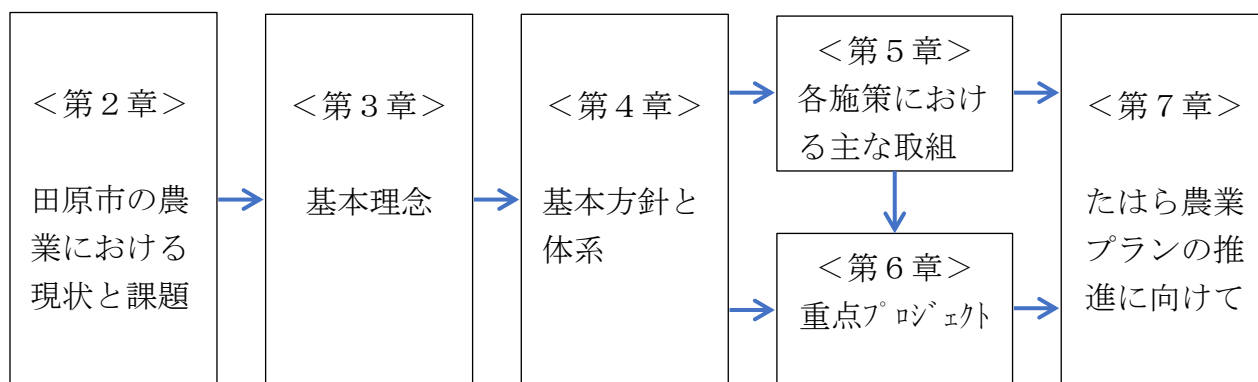
(2) プランの期間

本プランの期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とします。

また、田原市総合計画の改定や経済・社会情勢の変化に対応するとともに、効果的な施策を展開するため、本プランの期間中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) プランの構成

田原市の農業における現状と課題、課題への対応や重点を置く施策や取組を明確にし、プランを体系的に整理しました。



第2章 田原市の農業における現状と課題

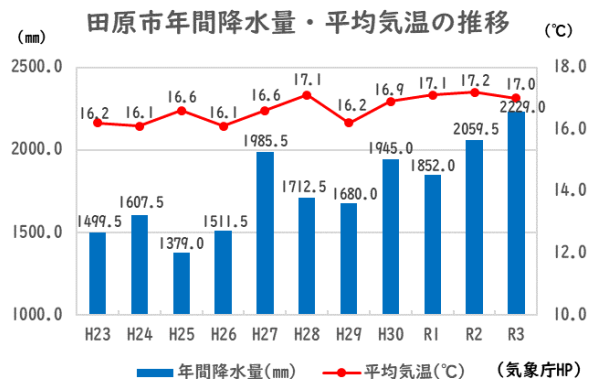
1 田原市の概況

愛知県の南東部にある渥美半島のほぼ全域が市域となる田原市は、南に太平洋、北に三河湾、西に伊勢湾と三方を海に囲まれ、蔵王山や半島最高峰の大山(標高 327.9m)を擁するなど、海と山の豊かな自然に恵まれた地域です。

昭和43年の豊川用水全面通水以降、大規模な生産基盤の整備が進められ、生鮮野菜類の産地化と、温室・畜産団地などの造成により全国的にも類を見ない農業先進地域となっています。露地栽培では、主にキャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、スイカ、露地メロンなどが作付けされ、施設園芸では菊、カーネーション、バラ、洋花、鉢花などの花き*類のほか、トマト、メロン、大葉などが栽培されています。また、畜産については、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、うずらなどが飼養され、全国屈指の生産量を誇っています。一方、田原市北東部の臨海工業地帯には、自動車産業をはじめ多くの優良企業が進出し、活発な生産活動を行っています。また、伊良湖岬や蔵王山、太平洋ロングビーチなどの美しく恵まれた自然、吉胡貝塚や伊良湖東大寺瓦窯跡をはじめとする歴史文化など、全国にも誇る事ができる地域資源が多数あります。

① 気候の状況

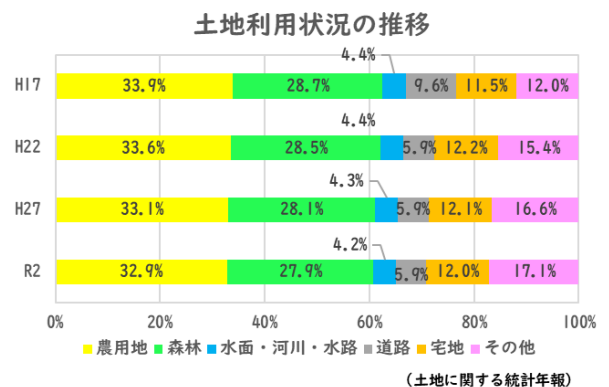
渥美半島の沖合に流れる暖流(黒潮)の影響で冬でも温暖な気候に恵まれ、令和3年の年間降水量は2,229.0mm、年間平均気温は17.0℃となっています。また、日照時間や快晴日数も全国トップクラスです。冬季には、若狭湾方面から伊勢湾を通過して北西の季節風が吹くため、気温の割に体感温度が低いものの降雪はほとんどなく、農業に適した条件が揃っています。



② 土地の利用状況

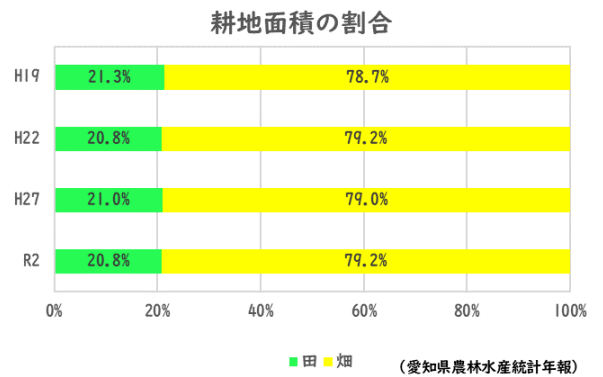
田原市の面積19,112haのうち、農用地*が最も多く6,290haで市域の32.9%、森林は5,329haで27.9%、宅地は2,301haで12.0%を占めています。土地利用状況については、5年前と比較して大きな変化はありません。

耕地面積については、田が1,310haで20.8%、畑が4,980haで79.2%となっています。経年による利用状況では、田、畑とも減少傾向にあります。



森林については、東三河地域森林計画に基づいて森林資源の整備及び保全を推進しています。

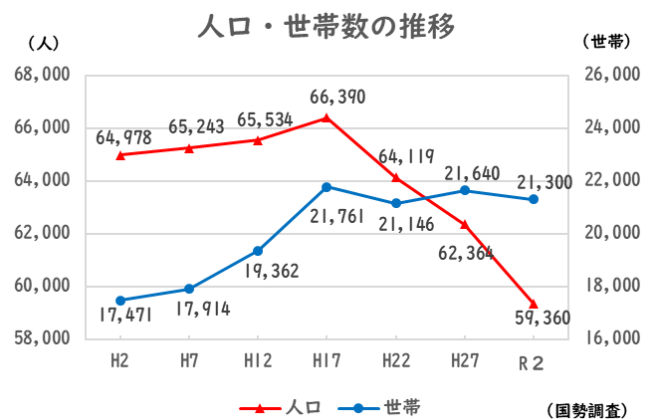
宅地については、田原市街地への定住を促進するため、コンパクトシティの形成により災害に強い街づくりに取り組んでいます。また、赤羽根市街地と福江市街地は、サブ拠点として地域特性を活かした街づくりを進めています。市街化調整区域については、既存の集落を中心に地域の実情に合った整備を進めています。



③ 田原市の人口・世帯数

国勢調査に基づく田原市の人口は、平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年以降は大きく減少に転じています。特に、老年人口割合の上昇と少子化が進んでおり、将来にわたっての地域活動の担い手確保が危惧されます。

その一方で、世帯数については核家族化や単身世帯の増加などにより大きな変動はありません。



国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の推計では、2045年（令和27年）の田原市の人口は47,799人まで減少する見込みとなっています。今後も地域の活力を維持していくためには、人口増加に向けた取組を推進する必要があります。



2 田原市の農業の現状

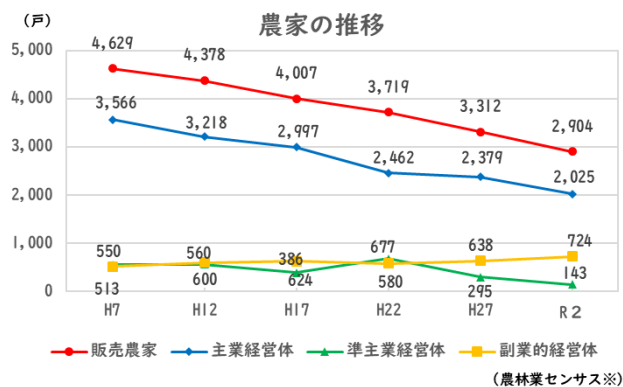
(1) 田原市の農業経営体*

田原市の販売農家*数及び、主業経営体*数については、減少傾向にあります。また、農業従事者*の高齢化も進んでいます。地域農業の担い手を確保するため、新規就農者や労働力の確保、多様な担い手の育成などに取り組んでいます。

① 販売農家数の減少

田原市の販売農家数は年々減少し、令和2年では2,904戸となっており、平成12年からの20年間で1,474戸(33.7%)が減少しています。全国では、令和2年は1,028,000戸で平成12年からの20年間で1,309,000戸(56.0%)減少し、その数を大きく減らしています。

また、主業経営体及び準主業経営体*は年々減少する一方、副業的経営体*は増加しています。



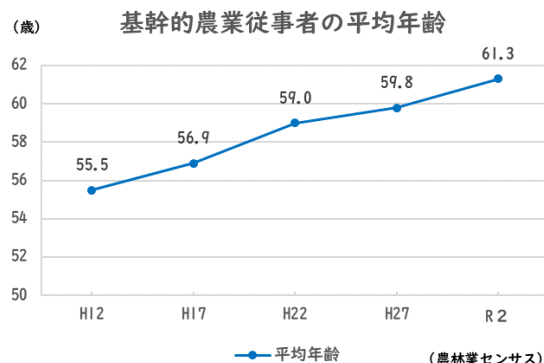
※H7～27は主業農家、準主業農家、副業的農家の推移。
R2は主業経営体、準主業経営体、副業的経営体の推移。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 農家*数は減っているが、経営規模の大きな農家は増えている。
- 農産物の販売先として、観光客が農産物を購入できるような大きな産直施設があると良いと思う。
- 販売ルートについての新たな提案や構築支援などがあると良いと思う。

② 農業従事者の高齢化

令和2年の田原市の基幹的農業従事者*の平均年齢は61.3歳となっています。全国平均の67.8歳と比較して若いものの、田原市でも農業従事者の高齢化は着実に進んでいます。

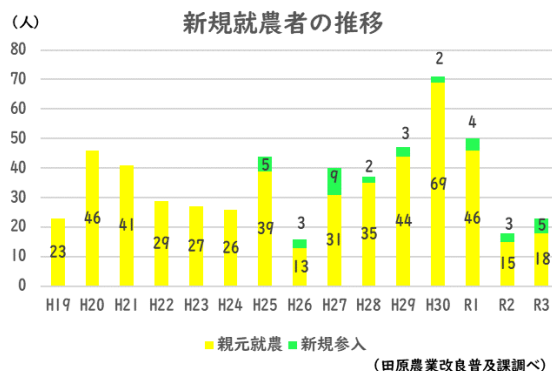


【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 高齢化における農業就農者の減少が心配である。
- 高齢化が進むと、農地*はどんどん空いていくと思うので心配である。
- 農家では、親や夫が要支援・要介護になった場合、嫁や妻に介護が集中する傾向が強く、仕事との両立が大きな課題となっている

③ 田原市の新規就農者

田原市の新規就農者は、支援制度の充実や農業に対するイメージの改善により、年平均37.2人(平成24年から令和3年までの過去10年間)となっています。その多くは親元就農者ですが、平成30年をピークに減少しています。雇用就農*も含めた新規参入による就農者もいます。



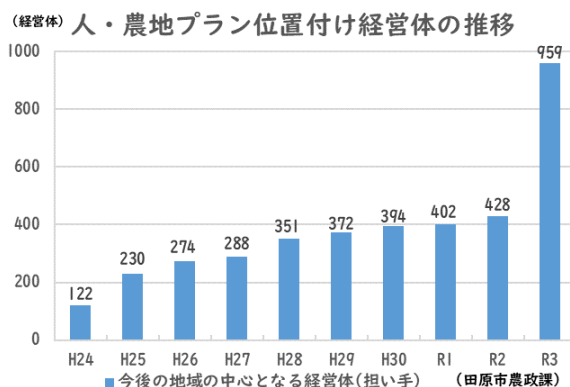
【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 農業は、土地や機械、資材などの経費がかかる。新規で始めるのは難しいと思うので安定するまでの費用の補助が必要である。
- 農地も機械もない新規就農者については、後継者のいない農家から経営移譲を受けるのも良いと思う。
- 情報交換や相談できる後継者同士の仲間作り、女性との交流ができる場の提供をしてほしい。
- 農業のイメージアップを図るようなPRの充実が必要である。
- 新規参入者の育成よりも親元就農(後継者)を大事にしてほしい。
- 新しく農業を始める新規就農・親元就農する若者にもっと支援してほしい。

④ 人・農地プラン(地域計画)への位置付け

今後、田原市の農業の中心となる経営体や担い手の確保、農地利用のあり方などを話し合っ て決める仕組みとして人・農地プラン(地域計画)があります。

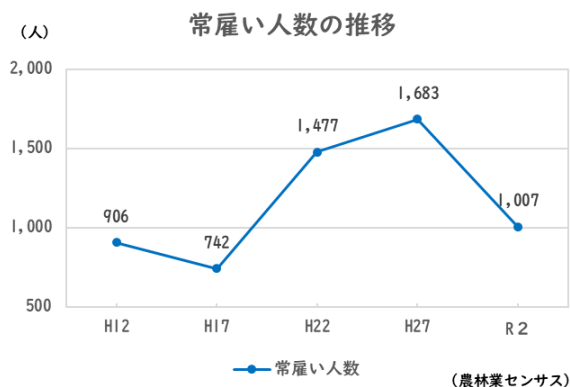
人・農地プラン(地域計画)では、認定農業者制度*と中心経営体を一体的に運用していくこととしており、令和3年度には、認定農業者の多くを中心経営体としたことにより、人・農地プラン(地域計画)に位置付けられた経営体が大きく増加しています。



⑤ 雇用労働力と外国人技能実習生*等

田原市の農業の経営形態は、家族労働が中心ですが、規模の大きい農家や時期によって必要な作業量に偏りが出る農家では、外部の労働力を活用しています。

ハローワーク等を通じた募集や外国人技能実習生の受け入れにより、常雇い人数は増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響



響を受け、令和2年は大きく減少しています。

また、令和4年には急激な円安が進み、外国人にとって日本で働くメリットが減少しています。外国人技能実習生・特定技能外国人やパート等は、産地を維持する力として重要な役割を担っており、これらの農業人材の安定確保が大きな課題となっています。

また、農業労働力の1つとして期待されている農福連携*の取組では、障害者雇用促進法の改正により、民間企業における障害者の法定雇用率が引き上げられました。農業においても、福祉との連携による障害者の雇用促進が図られています。

農作業で臨時の労働力が必要となる場合、近所の知人をお願いするほか、シルバー人材センターに依頼する方法もあります。シルバー人材センターには、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方が入会されており、定年退職後の働き方として選択されています。

近年では、農業者の求人情報と働き手の求職情報をオンライン上でマッチングさせる仕組みも普及しつつあります。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていた外国人技能実習生は、中国以外にベトナム等からも入ってきており、改善されている。
- 忙しい時期や親の介護などで抜ける時に、短期間で入ってくれるパートが沢山いてくれると助かる。
- 農業経験や知識があって、ある程度自分で考えて動ける人材があると良い。
- パートも高齢化が進んでいて、次の世代があまりいない。
- 担い手や労働力の確保ではなく、販売単価を上げる効率的な栽培に力を入れたい。
- 障害者の雇用は、安全を確保するための環境整備の充実が必要である。

⑥ 多様な担い手の育成

田原市では、地域農業の発展のため、農業者で組織する団体が主体的に活動しています。具体的には、研修や地域貢献活動に取り組む若手農業者を中心とする「4Hクラブ*」や「青年農業士*会」、農業の推進役となる「農業経営士*協会」のほか、女性農業者では研修会や地域活動を通じて社会参画に取り組む「農村生活アドバイザー*協会」や伝統的食文化の継承や食育*に取り組む「農村輝きネット*」が活躍しています。これらの団体については、活動をより活発にしていくため、県や市で支援を行っています。産地を形成する多様な担い手として想定されるのは、定年帰農者*、新規参入者、自家消費する分だけ農作物を栽培したい方など様々です。農業全般の相談窓口である「田原農業支援センター」では、市や県、JA、農業委員会*などが連携して、栽培技術や経営知識の習得、就農支援制度の活用、農地の確保に関する就農相談などに対応しています。また、高度



な農業技術を学ぶことができる講演会や学習プログラムについては、高等教育機関などとの連携により実施されています。さらに、次世代の農業人材育成について近隣の関係機関や事業者と連携しています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 家庭菜園レベルの担い手も、離農した農家の農地を荒らさず耕作してくれる人材として必要である。
- 農業人材支援を行うベンチャー企業と農家を繋ぐ体制が構築されると良い。
- 結婚相談など担い手に対する配偶者不足を解決することが急務である。
- 生産者一人ひとりが向上心をもって生産性や効率性のUP、ブランディング等にどんどん挑戦すべきである。

(2) 田原市の農業生産と販売強化

田原市は、安全・安心な農産物を全国に供給する産地として市場から期待されています。産地としての機能を安定的に発揮し、持続可能な農業を展開するため、経営規模の拡大や生産性の向上、環境保全型農業*などに取り組むとともに、消費者との交流や食育、花育*などに取り組んでいます。

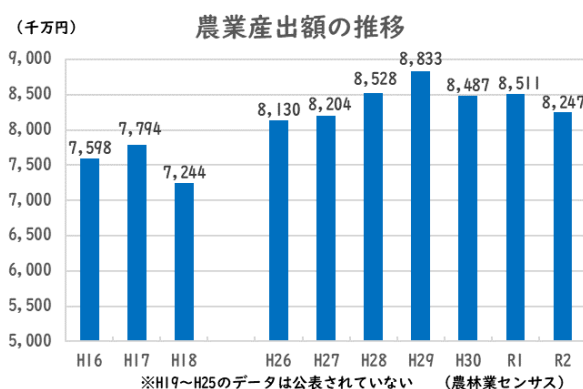
① 農業産出額*トップクラスの田原市

田原市の農業産出額は、平成 26 年から 5 年連続で市町村別で日本一を維持してきました。しかし、平成 31 年 2 月に市内で発生した豚熱*や、令和 2 年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大による花き需要の減少など大きなダメージを受けました。

このような要素が重なったこともあり、令和元年、令和 2 年と 2 年連続で第 2 位に留まりました。日本一の農業産地を目指すためには、

国・県補助事業を活用しながら、より一層の生産性向上や収益性向上、先進的な集出荷体制の整備、市場ニーズを反映した生産・流通・販売体制の強化が必要です。

また、産地間競争が激化しているため、産地から大消費地への流通コスト低減等に繋がる渥美半島を縦貫する地域高規格道路*の整備が望まれています。



【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 農業産出額の市町村別第1位を奪還したい。
- 国・県の補助事業を活用して経営規模を拡大したい。
- 渥美半島に高規格の道路が必要である。自動車専用道路がなければ将来はない。
- 古くなった施設の更新に向けた施策を考えてほしい。

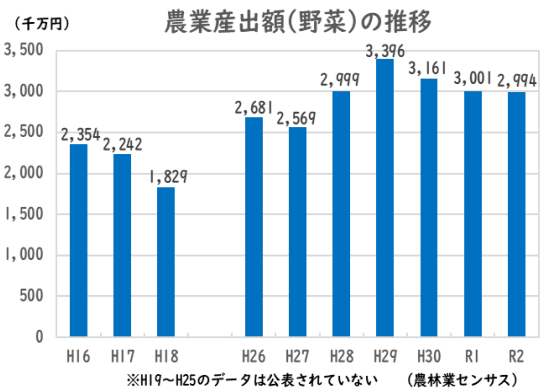
② 野菜等に関する取組

野菜等産出額は、平成29年まで順調に増加してきましたが、平成30年以降は野菜価格低迷により減少傾向にあります。

近年は、キャベツやブロッコリーを中心とする露地野菜では、夏季以外の長い期間に収穫が可能な作付け体系や新品種の選択、栽培面積の拡大、大型農機の導入などが進んでいます。

トマト、イチゴなどの施設野菜については、養液栽培*装置や光合成を促進する二酸化炭素施用装置*の導入により、品質向上及び収量の増加が図られています。また、JAがトマト・メロンの集出荷施設を整備したことで、生産者は収穫後に家で一次選別をしたものをコンテナ出荷(バラ受け*)することが可能となり、収穫後の選果・調製(パック・箱詰め)に係る労働を軽減できるようになりました。

トマトをはじめとした産地間競争が激化している品目は、規模拡大や生産コストの低減による競争力の強化が必要となっています。

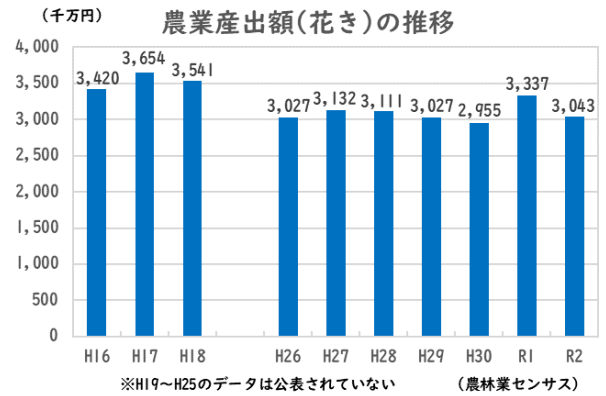


【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 加工用キャベツについては契約価格で取り扱っているため、市場価格に左右されず、年間を通して安定した経営が図られている。
- 夏作のメロン・スイカ・スイートコーンは、資材コストも高く労力がかかることから、生産も減少している。その反面、機械化が進み手間がかからず、資材コストが安いキャベツの生産は増加している。

③ 花きに関する取組

花き産出額は、平成26年以降横ばいで推移してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、葬儀の簡素化などで花き需要は減少しました。特に、輪菊の生産農家では大きなダメージを受けました。その後、需要は一定程度持ち直しましたが、肥料や農薬をはじめとする農業資材*や燃油価格の高騰などにより、厳しい経営環境が続いています。



このような中、JA輪菊部会*では、集出荷施設で輪菊の選花、梱包、箱詰めまでを行うバラ受け出荷の組織である「Team MAX」を中心に労働時間の短縮や規模拡大に意欲的な若手後継者が育っています。

花きの栽培では、施設内の温度や湿度、二酸化炭素濃度などを制御する環境制御装置や、遮光、保温効果を高める二重カーテンの導入により、品質向上や収量増に向けた取組が進んでいます。円安の影響により輸入は減少しているものの、葬儀用花きの需要は減少しており、産地間競争も激しくなっているため、さらなる経営基盤の強化が必要です。JAは、厳しい産地間競争に打ち勝つため、令和4年度から強い農業づくり総合支援交付金*事業を活用して、花き集出荷場の整備を進めています。



また、JAでは、農林水産大臣から輸出事業計画の認定を受けており、花の輸出拡大に取り組んでいます。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 花きの需要と消費が減少傾向で、今後も続くのか心配である。
- 現状維持で品質を高めていきたい。
- 施設の規模拡大よりも設備を充実させ、秀品率を高めていきたい。
- 農業資材や燃油価格の高騰が続いていて経営が厳しい。
- 「タハナ～田原の花の定期便～」の取組により、田原市産花きの知名度が高まっている。

④ 畜産に関する取組

畜産については、平成 27 年に産出額が過去最高額となりましたが、その後減少傾向となっています。また、これに加え、市内で豚熱が発生したことで養豚農家が大きなダメージを受けました。現在は、養豚農家や関係者の努力により、以前の水準まで持ち直そうとしているところですが、昨今、飼料価格の高騰と、粗飼料の入手困難な状況が続いていることで、経営は依然厳しいものとなっています。

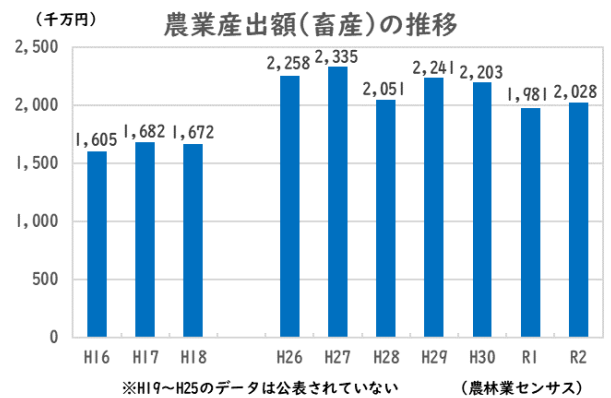
これら問題解決のため、飼料自給率の向上や資源の有効利用が図られており、エコフイード*や飼料用米の利用が増えつつあり、田原市においても水稻農家 30 戸で 51ha の飼料用米の生産が行われています。

また、畜産農家が経営を継続するためには、家畜排せつ物を適切に処理することが必須です。田原市内には多くの耕種農家がいるため、排せつ物を良質堆肥として供給することが望まれています。豚の尿や畜産洗浄水などの汚水は汚水処理施設で処理し、公共水域に放流しています。水質汚濁防止法において畜産業の排水基準は、暫定排水基準が定められているものの、この水基準の強化が実施されていくことや、三河湾には上乘せ基準が設定されるなど、適正な汚水処理への対応が求められています。

畜産は、初期投資が大きくなることから、新規参入は難しい状況です。また、規模拡大には周辺環境への配慮が必要であるため、離農した施設を譲り受ける形が多くなっています。こうした規模拡大の動きや環境規制への対応を支援するため、平成 28 年度から畜産クラスター事業を活用して収益性を向上させる取組を積極的に進めています。

また、防疫*対策については、田原市家畜防疫対策協議会を中心に、牛の予防注射や豚の伝染病対策、鳥インフルエンザ*予防の徹底など、伝染病発生時の対応について愛知県東部家畜保健衛生所や関係機関と連携して対応しています。

さらに、田原市家畜防疫対策協議会は地域防疫対策として、令和元年に共同防疫施設（車両消毒シャワーゲート）を新たに設け、自衛防疫との両輪で家畜伝染病の予防に努めています。



【農業者及び農業関係機関の主な意見】

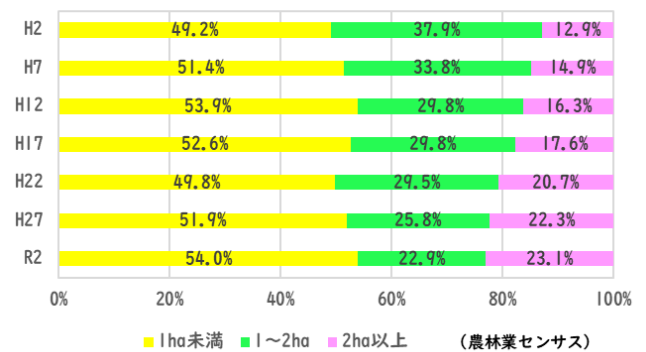
- 飼料価格の高騰や稲わらの入手が困難な状況が続いている。
- 多くの畜舎に、今後更新の時期が到来する。
- 浄化施設等の整備は大きな費用負担が必要となる。
- 堆肥は市内で引き取り手がある。
- 酪農雑排水処理に対する意識向上が必要である。
- 家畜伝染病予防には、自衛防疫と地域防疫の両立が必要である。
- 環境を考えた循環型農業のために畜産農家の意識改革とともに良質な堆肥生産の指導をしてほしい。

⑤ 農業を取り巻く経営環境

近年では、農業資材や燃油価格等の高騰、産地間競争の激化や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外国人技能実習生の受入れ制限などの複合的な要因により、農業経営が圧迫されています。

経営規模については、耕作面積が2haを超える農家の割合が増えており、規模拡大が進んでいます。これは、大型農機の導入や施設内環境制御による収量の向上、作業負担の軽減、バラ受け集出荷施設の整備による分業化などによるところが大きいと考えられます。

耕地面積規模別農家割合



【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 農家は収入や休みが安定しない。
- 生き残るには大規模化しかありえない。
- 今後は法人、企業の比率が高くなると予想される。
- 園芸施設は、昭和46~47年に多く建ち、今一斉に更新の時期に差しかかっている。跡継ぎがないところは、更新せずに辞めてしまうのでは。
- 儲かる農業、生活できる農業にしていきたい。
- コストを価格に転嫁できる仕組み作りが必要である。

⑥ 新技術、新品種の導入

平成 26 年度に完成した J A のトマト・メロンの集出荷施設では、糖度センサーを導入して自動選果を行っています。

現在では、I C T (情報通信技術) や I o T (モノのインターネット)、A I (人工知能) を活用した栽培管理、ドローンによる肥料・農薬の散布、アシストスーツ導入による労力の軽減など、新たな技術を取り入れたスマート農業も始まっています。



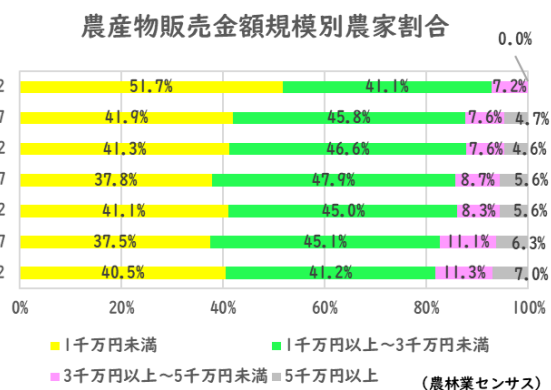
田原市は、令和 4 年度からスマート農業推進補助金を新たに設け、農業者が先進的に取り組む新技術導入について支援を行っています。さらに、新品種を導入した同一品目による周年栽培*体系への移行も進みつつあります。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- I C T (情報通信技術) や I o T (モノのインターネット)、A I (人工知能) を活用した施設の環境制御や経営管理などの取組について普及を図る。
- 温室の建設から始まり、農家のニーズに対応するため環境制御などをトータルで手掛けるよう研究している。
- スマート農業をはじめ先進的な事に取り組む若い農家を応援してほしい。

⑦ 農産物の販売

農業経営体あたりの販売額については、経営規模の拡大などにより、販売額が 1 千万円以上の農業者の割合が増加しており、経営基盤が強化されています。



⑧ 農産物プロモーションの取組

田原市・JA愛知みなみ農畜産物消費宣伝事業推進協議会が中心となり、テレビ、ラジオでのPRやスーパーでの即売会、花を贈るキャンペーンなど、様々な農産物のプロモーション活動を行っています。

また、JAの各部会でも、代表者が市場関係者との情報交換や消費者への直接販売を行うなど、販売促進に取り組んでいます。

中でも、輪菊部会は、「ブルームママ勉強会」を立ち上げ、通常つぼみで出荷し、主に葬儀で使用されていた輪菊を満開に咲かせたフルブルームママや、フルブルームママを様々な色に染色したカラーリングママを生産し、ハレの日や日常に選ばれる新たな輪菊の使い方を提案しています。



【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 加工・業務用需要に向けた新規作物の導入、集出荷の効率化、出荷規格の見直しなど、多様化する消費者ニーズや市場動向を捉えた売れるものづくりが必要である。
- 市場以外の販売ルートを開拓する必要がある。
- ふるさと納税の返礼品としての取扱いもあり、リピーターも多くなってきている。
- 田原市は、量を生産し、全国に出荷しているため、手間・暇をかけない商品となっている。
- 田原市産の肉・野菜の認知度が低い。
- 菊は葬儀に使うイメージがあるため、菊の需要拡大に向けたPRが必要である。
- 6次産業化を推進してほしい。
- 風土を生かした作物を選定し、他の産地では作りにくい作物のブランド化を進める。

⑨ 輸出の取組

農産物の新たな販路を開拓するため、豊橋市、浜松市、飯田市といった三遠南信*地域の自治体と連携し、経済発展に伴う富裕層の増加が際立つ香港、シンガポール、マレーシアなどのアジア地域を中心に輸出事業に取り組んできました。現在は、豊橋田原広域農業推進会議を中心に、浜松市、飯田市と協力しながら、輸出事業に取り組んでいます。海外の消費者に田原市産農産物を選択してもらうため、現地でのプロモーションやバイヤーの招聘、農産物輸出業者と連携し、輸出用の宣伝グッズやパンフレット等を作成しています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 輸出は、市場を通してのルートが重要と思われる。
- 輸出はしたいが、個人では難しい。
- 農薬検査が厳しく輸送コストも高いので、実用的ではない。

⑩ 環境保全型農業への取組

環境保全型農業として、連作障害や過剰な施肥*を抑えるための緑肥*を利用した土壌改良や、農薬を削減するための黄色粘着板設置（タバココナジラミ捕殺）の取組、農業用使用済プラスチック*の適正処理の取組などを進めてきました。

近年、SDGs（持続可能な開発目標）や環境を重視する動きが加速している中、我が国の食品産業・農林水産業においても、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。このため、農林水産省が「みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）」を策定し、2050年までに環境負荷の低減を目的とした達成目標を示したことにより、本市においてもその推進も求められています。

田原市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、令和4年度から燃油使用量の削減が可能な施設・設備などの導入を支援しています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 使用者の意識改革をしないと堆肥の不適切使用による悪臭問題の解決は難しい。
- 過剰な肥料を投入する事例があるので、もっと取締りを強化すべきだ。
- 農業用の塩化ビニル、ポリエチレンフィルムなどの廃棄物の適正な処理が重要である。
- 緑肥を植えることで、土を被覆し土壌流出を防いだり、そのまますきこんで肥料代わりにしたりしている。
- 目指すイメージは化学肥料を使わない環境に優しい土づくりだが、なかなかそれだけでは難しいので、化学肥料と併せて使用している。

⑪ 有害鳥獣対策

イノシシやハクビシン、カラス、ヒヨドリなどによる農作物被害が発生しており、近年、特定外来生物に指定されているヌートリアやアライグマによる農作物被害が拡大しています。田原市では、広域狩猟連合*田原支部と連携して有害鳥獣の捕獲・駆除に取り組むとともに、電気柵などによる被害防止に取り組んでいます。

また、イノシシについては、豚熱の感染要因ともなるため、県と連携し、生息域の調査や駆除に努めています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 昔はいなかったイノシシの被害がひどくて、耕作しづらい。
- ヒヨドリ、カラス、イノシシ、ハクビシンによる被害に困っている。
- 山の近くの畑は、イノシシの被害がひどく、遊休農地になっている。

⑫ 安全・安心な農産物供給の取組

安全・安心な農産物を生産するための工程管理が正しく行われていることなどを第三者の目で審査し、確認・証明する仕組みとして、GAP*認証（農業生産工程管理）制度があります。GAPの取組は、農産物の差別化を目的としたものではありませんが、結果として、よい農産物を作り出し、農産物の商品価値を高めることに繋がっています。

田原市内の事業者で、これまでに国際規格であるグローバルGAP（4事業者：トマト・菊・茶）や、アジアGAP（1事業者：いちご・トマト・ミニトマト）、国内規格では、日本GAP（5事業者：ミニトマト・キャベツ・たまねぎ・きゅうり・豚・肉用牛）や、愛知県GAP（2事業者：キャベツ・ミニトマト）の取得実績があります。その中の、渥美農業高等学校では、国内初の花（菊）のグローバルGAP認証を受けています。



今後、農業の持続可能性を確保するためには、農産物の輸出拡大が不可欠であり、輸出先国や取引企業からグローバルGAPの取得が求められることがあります。国内でもグローバルGAPの取得を生産現場に拡大していくことが重要となってきます。

このほか、田原市は、安全・安心な農産物の流通を目的として、残留農薬の分析調査に対する補助事業を行っています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 市をはじめ、JAなどの関係機関・団体などと連携して地域的な広がりをもってGAP認証制度に取り組めるよう配慮する。
- 海外に農産物を輸出する上で、グローバルGAPは必要だと思う。
- グローバルGAPは取得費用30万円＋検査員の交通費なども必要となり、会員の負担となってしまう。

⑬ 多様な取組

農業者が自ら加工、販売に取り組む 6 次産業化*や、加工・業務用需要に対応する取組も進んでいます。また、観光業と連携した観光農園*の取組や小規模農家による産地直売所での販売、生産手法にこだわった少量多品種栽培による直接販売、有機農業なども行われています。

平成 28 年度から始まった「渥美半島たはらブランド*」事業では、令和 4 年までに 12 回の認定審査会が行われ、140 品が登録されました。令和 4 年 2 月には、より付加価値の高い 5 品の加工品を「渥美半島たはらブランドプレミアム」として認定し、これらのブランドを市内外へ情報発信することで、田原市産農産物のイメージアップを図っています。



また、平成 29 年度からは、観光体験博覧会「たはら巡り～な」を開催し、農業体験を始めとした渥美半島ならではの体験プログラムを実施しています。

さらに、令和 3 年度から田原市産の花を自宅等のポストに毎月届ける花の定期便サービス「タハナ～田原の花の定期便～」を開始し、花のある暮らしと輪菊の新たな活用方法を提案するとともに、田原市産花きの PR を実施しています。



⑭ 交流・食育・花育の推進

ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進むとともに、産業構造の変化や都市への人口集中が進んだ結果、農業を知る機会が減少しており、市民の農業への関心の低下が懸念されます。田原市では、食に対する理解を深める食育活動や花きと触れ合う花育活動などで、農業体験などに取り組むことで農業への理解促進を図っています。



また、サンテパークたはら(農業公園*)では、イベントの開催や農業体験、田原市産農産物の販売などを継続的に実施することで、市民や観光客に対して農業の魅力を発信しています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 温室メロン、イチゴ、ブルーベリーなどの観光農園があり、活発に活動している。
- 農業体験やファームステイの活動を展開している農家もある。
- 田原市の安全・安心な農産物を利用したサンテパークたはらでの昼食を活用したツアーにも取り組んでいくとよい。
- 子どもたちは、農業についてよく知らない。畑にある季節の作物がどのようなになっているか分からない子どももいる。
- 「田原めっくんはうす」や「サンテパークたはら」など、地産地消施設の拡充を望みます。

(3) 田原市の農業基盤

農地の区画整理や農業水利施設*の更新、耐震化などの基盤整備を進めています。また、地域による農地・農村の保全活動や農業委員会などによる農地の適正利用、集積*・集約化*に係る指導などに取り組んでいます。

① 農地や農業水利施設の更新・再整備

田原市では昭和 43 年の豊川用水の全面通水をはじめ、各種土地改良事業の実施により、全国屈指の農業地域となっていますが、既設の農業水利施設の老朽化により配水に支障が生じている地域や、道路幅員が狭く大型農作業機械の通行に支障が生じている地域もあります。アンケート調査では、用排水路*や道路の整備、農地区画の大規模化に関する要望が挙げられています。



【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 田原市のほ場は整備されていると感じる。
- 基盤整備事業の実施においては地元負担金等の理解と合意が必要である。
- 田を畑に転換し、まとまった面積が確保できれば利用したい農家がいる。
- ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）などを活用した水源確保や接道の整備をはじめとする事業の推進が必要となる。
- 大型トラクターなどの利用により側溝が埋まってしまい、排水路の流れが悪くなり、水があふれて畑が浸かる。
- 農道の舗装整備を行ってほしい。
- 法人による農地の集約、ほ場の大規模化による高効率農業の推進。

② 農村地域の防災・減災対策

南海トラフ地震などの巨大地震や集中豪雨などによる河川の氾濫、ため池の決壊などの自然災害が危惧されます。また、田原市の農業は豊川用水に大きく依存しているため、豊川用水路の地震に対する備えは重要です。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 大雨による浸水被害が懸念されるため、排水路の整備が必要である。
- 地域の安全のため、すでに使われなくなったため池は廃止してほしい。

③ 農地・農村の保全

農地・農村は農作物を生産するほか、自然環境の保全や国土の保全、水源かん養*(涵養)など、多面的な機能を有しています。しかし、地域住民の高齢化や農業者と非農業者との混住化*が進み、共同活動に支えられていた農地や水路の保全維持が困難な状況にあります。そのため、今後も地域の共同活動を支援する多面的機能支払事業*が必要です。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 排水路が埋まるなどに対する対策が必要である。
- 耕作地の法面の除草作業が必要であり、対策が必要だが、高齢化、後継者不足で対応できない。

④ 農地の適正利用

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会に農業委員のほかに農地利用最適化推進委員*を配置し、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地*の発生防止・解消に係る調整指導を進めるなど、農地利用の最適化の推進を図っています。

しかし、農業人口の減少のスピードが早く、離農・老朽化により使用しなくなったガラス温室が放置され、遊休農地となるケースが増えています。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 空き農地は少なく、条件に適した農地の確保が困難な状況となっている。
- 温室などの施設をやめてしまう農家はそのまま放置されるため、遊休農地になってしまう。
- 小さな区画や形の悪い田・畑は管理しにくいので借り手も少ない。

⑤ 農地の集積・集約化

小規模農家の離農によって耕作しなくなった農地の借受けなどにより、農地の集積・集約化が進みつつあります。田原市では、農地の遊休化の抑制と有効利用を図るため、農地の貸し手と借り手のマッチングの支援や、農地中間管理機構*と連携した基盤整備事業に取り組んでいます。

【農業者及び農業関係機関の主な意見】

- 高齢化により、遊休農地の急激な増加が予想される。
- 借りてもらえないと遊休農地になってしまう。
- 農地や施設が遊休農地になることを防ぐため、事前に農地・園芸施設バンク*の活用を推進すべきである。

3 田原市の農業をとりまく社会情勢の展望

農業を取り巻く情勢が想定されなかったレベルまで変化している中、農業従事者の高齢化などに伴う販売農家数の減少や農産物マーケットの縮小、グローバル化などによる国内外での競争の激化などが予想されます。

このような状況を踏まえ、5年後の2027年度（令和9年度）に向け、田原市の農業をとりまく社会情勢を展望します。

（1）農業従事者の高齢化による離農と意欲のある農業者の経営規模拡大

経営規模の小さい農業者を中心に高齢化による離農が進む一方で、規模拡大を志向する意欲ある担い手を中心に、経営規模の拡大が見込まれます。また、他産業からの退職者による新規就農者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク、新しいスタイルの働き方の普及・定着を背景として、別の仕事をしながら農業をする「半農半X*」、短期・短時間の就業先として農業に携わる動きなど、就農者に広がりが見られるようになってきています。

（2）人口減少・高齢化等に伴うマーケット規模の縮小やライフスタイルの多様化

全国的な人口減少や少子・高齢化が進むことで、農産物のマーケット規模が縮小するとともに、女性の社会進出、単身世帯の増加などにより中食*や外食といった食の外部化が進むことが予想されます。一方で、新型コロナウイルス感染症による、外食や花きの需要の減少等、農産物需要に変化が生じ、その影響が継続しています。

また、コロナ禍による非接触・非対面ニーズやインターネットの普及により、インターネット通販やキャッシュレス決済の利用拡大などのデジタル化が進んでおり、販売面での農業DXの推進が見込まれます。

（3）安全・安心な農産物への関心の高まり

ライフスタイルの多様化が進む中、消費者の農業に対する関心の低下が懸念される一方で、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける食材の調達基準としてGAP認証等が採用されるなど、食に対する安全・安心への意識が向上しています。

（4）農業のグローバル化の進展

世界規模の経済連携のさらなる拡大により、農業分野においてもグローバル化が進展し、農産物などの輸出機会が増加する一方、海外からの輸入の増加も予想され、高付加価値化など競争力の強化が求められます。

(5) 産地間競争の激化

人口減少に伴い、国内の農産物マーケットの縮小により、産地間の競争がさらに激しくなることが予想されます。また、海外との農産物の輸出入に対応するため、国内の産地が互いに連携する取組も進むと考えられます。

(6) 新技術導入の拡大

施設栽培では、温度、湿度、二酸化炭素濃度などの施設内環境の制御、水分や施肥を制御する設備の導入が進みつつあります。農業者の高齢化や労働力不足が続いている中、スマート農業や農業DXといった新たな技術を活用した効率的な生産を行いつつ、付加価値を生み出す取組が拡大すると見込まれます。



(7) 災害発生の懸念

巨大地震発生や気候変動の影響による局地的な集中豪雨や干ばつ、日照不足、近年発生する台風の大型化など、災害の発生が懸念されます。また、農業者の減少に伴って農地の保全管理が滞ることで、本来農地が持つ多面的役割である洪水防止や水源かん養、生態系の維持、良好な景観形成などの機能発揮に支障が生じることが懸念されます。



(8) 持続可能な農業の推進

国内外では、SDGs（持続可能な開発目標）や環境を重視する動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつあります。SDGsの達成と同時に生産能力・技術の向上、土地や市場へのアクセスも改善させることで、収穫した作物を高率的に収入に変換することが求められています。また、今後の世界情勢の変化により、燃油や肥料など営農に必要な農業資材のさらなる価格上昇なども懸念されます。

4 田原市の農業の課題

前述までの現状などを踏まえ検証した結果、田原市の農業に求められるものとして、中心となる農業者の確保、新規就農者の確保・育成、雇用労働力と外国人技能実習生の確保、規模拡大と低コスト化等への取組、新技術への取組、農産物プロモーション、農地の区画整理や農業水利施設等の整備が重要な課題であると考えられます。

(1) 農業経営体の確保

① 中心となる農業者の確保

販売農家数だけでなく、主業経営体と準主業経営体の数も減少傾向にあります。人と農地の問題を地域で話し合っ決めて「人・農地プラン」(地域計画)における中心となる担い手や認定農業者、農業法人など田原市の農業の中心となる農業者を育成していくことが重要です。

② 新規就農者の育成

今後も田原市の農業が発展するには、地域の中心的な農業経営者と成り得る新規就農者を、一定数を継続的に確保・育成することが必要です。新規参入の場合、営農技術の習得や、農業機械などの取得に係る初期投資、住居の確保など様々なハードルがあり、それらのハードルを解消することが新たな担い手の参入を促すことに繋がります。農地や農業機械の確保など、親元就農者やIターン、半農半Xで田原市に移住する新規参入者への支援体制の整備が課題です。

また、農業に対する古いイメージ、安定しない農業所得、不規則な休日の取得などから、農業を継ぐことに不安を持っている若者も多いため、農業のイメージアップを図る必要もあります。



③ 雇用労働力と外国人技能実習生の確保

経営規模の拡大に伴い、家族労働だけでは賄えない業務について、外部の労働力が必要となっています。雇用労働ではパートでの就労が主であり、正職員としての雇用は少ない状況のため、定年退職者や外国人技能実習制度を活用した人材の確保が必要です。また、農繁期の人手不足を解消し、多様な働き手が農作業に従事できるマッチングサービスなどを普及啓発していくことも必要です。農福連携については、農業現場及び福祉の現場においても理解を深めていく必要があります。

④ 多様な担い手の育成

農業者団体が地域農業の発展に向け自主活動を展開していますが、活動をより活発にしていくため、新規参加者を増やし、会員の世代交代を図ることも必要です。

女性農業者では、結婚して田原市に住むようになった農家の女性などを対象とした、情報交換や仲間づくりの場が求められています。

また、定年退職後の生きがいとして営農する方や、趣味や健康づくりを目的に農業に携わる方など、これらの地域を支える多様な担い手の育成が求められています。

農業者の中には、新技術や経営に関する知識の習得に関する希望もあるため、高等教育機関との連携により、情報を得る機会の充実が必要です。

次世代の農業人材の育成については、市だけでなく、県・J A・農業委員会などとの連携についてさらなる協議が必要です。

また、次世代の後継者を確保するためには、結婚支援も大変重要となります。

(2) 農業生産と販売

① 野菜等に関する取組

露地野菜においては、規模拡大に伴い機械化が進んでいます。また、施設野菜においても、施設の大型化や効率的な栽培管理を可能にする最新設備が導入されています。農業者の労力を軽減するためには、効率的なバラ受け集出荷施設の整備が効果的です。これらの大型機械や最先端機器などの導入、効率的な集出荷施設を整備するためには高額な投資を伴うため、国庫補助事業の採択に向けた取組を継続する必要があります。

② 花きに関する取組

J A輪菊部会に若手後継者が多い理由として、輪菊のバラ受け集出荷施設が整備されたことにより、他部会と比べて出荷にかかる手間が大幅に軽減されていることが挙げられます。J Aの花き集出荷場については、強い農業づくり総合支援交付金の採択を受けて再編整備が始まっており、着実に事業を進め、流通基盤の強化とさらなる労力の軽減を図ることが必要です。また、花き需要が減少傾向にあるため、需要を喚起する取組が必要です。



③ 畜産に関する取組

畜産は、施設整備や素畜*の導入費用などが高額であり、かつ環境対策にも配慮する必要があるため、新規参入が難しい産業です。畜産農家の後継者が規模拡大を図りつつ就農することが現実的ですが、後継者不足や労働力の確保、環境対策費の増加・自給飼料についての取組などが課題となっています。

また、家畜防疫については、農業者自らが防疫への意識を高め、自衛対策に取り組む必要があります。そのため、田原市家畜防疫対策協議会を核として、防疫に関する

最新情報の提供や防疫対策の徹底など、啓発事業を展開することが必要です。また、市内の畜産事業者が、地域として病気が入り込むリスクに適切に対応していくことが課題です。

⑤ 規模拡大と低コスト化等への取組

国においては、産地生産基盤パワーアップ事業*や畜産クラスター事業*など、規模拡大や低コスト化を促進する事業メニューを創設しています。これらにより国際競争に打ち勝つための規模拡大や低コスト化を推進する必要があります。また、農業施設の老朽化が原因となり、農用地を遊休農地とさせないよう、施設の有効利用を図る必要があります。

⑥ 新技術への取組

田原市の農業では、これまで積極的に新技術を導入してきましたが、今後も専門機関や大学などと連携し、実証実験を実施するなど、継続的に取り組む必要があります。そのため、農業者自らが行う新技術導入の取組への支援も必要です。

⑥ 農産物プロモーション

田原市・JA愛知みなみ農畜産物消費宣伝事業推進協議会が中心となり、市場関係者やバイヤーに向けた農産物プロモーションを行っています。田原市産の農産物は、市場での評価は高いものの消費者の認知度が低いため、効果的な「渥美半島田原市ブランド」のプロモーションが必要です。また、市場だけでなく消費者への田原市産農産物の知名度の向上を図るため、ブランド化を推進し、PRを行っていくことが必要です。



⑦ 輸出の取組

国内市場の縮小が見込まれるため、グローバル化が進む海外市場への販路開拓を進める必要があります。販路開拓の手法としては、輸出により収益が見込まれる品目を選定し、経済発展に伴う富裕層の増加が際立つアジア地域を中心に進めていくことが有効です。田原市単独では、1年間を通して輸出できる品目が限られるため、豊橋市をはじめとした三遠南信地域の自治体と連携し、継続した事業展開を図る必要があります。



⑧ 経営安定の取組

農業経営は、自然災害による収量減少や市場価格の下落をはじめ、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少が心配されます。様々なリスクに備え、収入保険等の保険の加入促進を図る必要があります。

⑨ 環境保全型農業への取組

持続可能で安全・安心な農産物を供給するためには、日本一の土づくりを推進し、減農薬、脱炭素など環境保全型農業に取り組むことが大切です。具体的には、耕畜連携*による堆肥の有効利用、土壌分析に基づく施肥、緑肥による土づくり、省エネルギー化施設の導入を推奨していく必要があります。また、悪臭などの発生源を減らすためにも、全ての農業者が環境保全型農業に関する意識の向上を図ることが必要です。

⑩ 有害鳥獣対策

近年、イノシシやハクビシンなどの獣類被害が増加傾向にあり、状況に応じた対策が必要です。また、増加しつつある被害に対しては、地域住民の鳥獣害対策に関する意識向上を図るとともに、広域狩猟連合田原支部と連携して農業被害の抑制に取り組む必要があります。今後は有害鳥獣の駆除及び電気柵の設置などの防止策を強化することが重要です。

⑪ 安全・安心な農産物供給

2020年東京オリンピック・パラリンピックでの食材調達において、「GAP」認証が条件とされたことで認証取得が注目されています。しかしながら、取得費用に対する効果については個人差があることから、GAP認証のメリットなどの周知を図り、認証を考えている農業者や関係機関としっかり協議したうえで、手続きを進めていく必要があります。

⑫ 多様な取組

田原市の農業の持続的な発展に向け、農業の多角化を検討する必要があります。そのため農商工連携*や6次産業化などの取組を継続するとともに、新たな販路開拓やブランド化による付加価値づくりなどに取り組むことが必要です。また、農家レストラン*や農泊*などの新たな取組についても情報収集や検討が必要です。

⑬ 交流・食育・花育の推進

農業への理解促進を図るとともに、将来の担い手育成のため、保育園や認定こども園、小学校と連携し農業体験や食育・花育を推進し、幼少期から農業への関心を高め、農業を魅力的に感じてもらえるよう啓発していく必要があります。「サンテパークたはら」では、地元農産物を使用した軽食コーナーや直売所、市民農園や多目的屋内施設などを完備しており、都市と農村との交流の場として、また、田原市の農業の発信基地としてさらなる活用が求められています。



(3) 農業基盤の整備

① 農地や農業水利施設等の整備

日本一の農業産地を継続するためには、農業水利施設などが健全な状況であることが不可欠です。既存の施設には、設置から年数が経過しているものも多く、老朽化に伴い機能低下している施設については、計画的に改修を進めていくことが重要です。また、さらなる生産性の向上を図り、競争力を高めるためには、区画の大規模化や農道、排水路などの整備を行う土地改良事業を計画的に推進する必要があります。

② 農村地域の防災・減災対策

田原市では、年間を通じた農業用水の供給がなくては営農が成り立たない状況です。また、主要産業である農業に支障が生じないように、いつ発生するか分からない災害に備えることも重要です。このため、豊川用水二期事業による基幹用水施設の耐震化や複線化を引き続き促進するとともに、農業用ため池や排水機場*の耐震化や更新整備について計画的に進める必要があります。



③ 農業・農村の保全

今後も農業者は減少し、農地は担い手農家へ集約され、担い手農家が中心となって地域を支えていくことが予想されます。しかし、農地や水路などの保全是、担い手農家だけでは維持できないため、地域住民が保全活動の必要性を理解したうえでの取組が重要です。今後も多面的機能支払交付金などの国の支援事業を活用し、継続的に取り組む必要があります。

④ 農地の適正利用

農業生産の基盤である農地について、農地以外の利用を規制するとともに、農地の利用関係を調整しています。しかし、水利がない、接道がなく機械が入れない、水はけが悪いなど、営農環境の悪い場所から遊休農地化しています。遊休化した農地は、病害虫の発生など周辺農地に影響を及ぼすため、これらの解消が課題となっています。特に、農用地にある遊休農地の所有者には、解消に向けた指導を行っていく必要があります。

また、再生困難な農地については、非農地判断を行い、守るべき農地との区別を明確化することも必要です。

さらに、大規模な遊休農地解消へ向けた取組として、用排水施設の改善などの農業基盤の整備や既存の農業施設の老朽化対策などについて計画的に推進していくことが重要です。

⑤ 農地の集積・集約化

離農などによって耕作しなくなった農地の出し手と、規模拡大を進める受け手のマッチングを進め、農地の有効利用を図る必要があります。

しかし、担い手の高齢化や後継者不足、非農家への相続などにより、農地を適正管理できないケースが増えています。そのため、所有者に対して農地の適正管理を促すとともに、農地を必要としている地域農業の担い手への仲介が求められています。

そして、ドローンや無人トラクターなどを活用したスマート農業を取り入れていくためにも、農地の大区画化等の農業基盤整備がより重要となる状況になっています。



第3章 基本理念

1 基本理念

「たはら 21 新農業プラン」の考えのもと、農業者や農業関係者、行政などがそれぞれ基本理念を踏まえて先進的な取組を進めたことにより、田原市の農業はほぼ順調に発展し、平成 26 年から 30 年まで農業産出額日本一となりました。「たはら農業プラン(2018-2027)」についても「たはら 21 新農業プラン」の 4 つの基本理念を継承し、渥美半島の農業を持続的なものとしていきます。また、本計画の上位計画にあたる改定版第 1 次田原市総合計画（平成 25 年 3 月策定）のまちづくりの理念である「みんなが幸福を実現できるまち」、将来都市像である「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現を目指します。

① 渥美半島の農業を守る！ －「強い農業」を持続する

- ・優良農地を保全するとともに、高品質な農産物を生産・供給する日本一の農業産地を目指します。
- ・都市との調和を図り、産業や生活の場として豊かな渥美半島を築いていく農業を進めます。
- ・食育や健康づくりへの貢献など、広く結び付きや絆を感じてもらえることができる農業を進めます。

② 渥美半島の環境を愛でる！ －「環境にやさしい農業」を展開する

- ・住み良い渥美半島を保全するため、農業から生じる生活環境への負荷を低減していきます。
- ・自然と共生する農業を進め、資源を最後まで大切に使う農業を進めます。
- ・農産物の品質管理を徹底し、安全・安心な食品を消費者に供給します。

③ 渥美半島の農業を育てる！ －「輝く農業」を展開する

- ・農業に魅力を感じ、創意工夫して取り組む意欲のある人財（材）を育成します。
- ・農業者が考える取組を大切にして、創意工夫で伸ばしていく農業を進めます。
- ・定年退職者の生きがいとしてなど、市民が農地に親しみ、土や農産物、家畜などにふれて農業に関わることができる地域を目指します。
- ・農業や農業に関連する資源（農業公園、田園景観、集出荷場など）を都市との交流や観光に積極的に活用し、来訪した人々が農業を身近に感じられる地域を目指します。

④ 渥美半島から農業の新しい風を起こす！ －「攻めの農業」を展開する

- ・田原市の農業が有する人・技術・物・情報を積極的に生かした取組を進めます。
- ・高度な技術の導入やブランドの定着、海外への販路開拓など、競争力と市場開拓力を強化するとともに、田原市の農産物を理解し活用してくれる「たはらファン」を増やしていきます。
- ・ICT（情報通信技術）やIoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）を活用

した生産やマーケティング戦略、農業技術、資源について知的財産としての価値を高める農業を進めます。



2 将来像

基本理念を具現化したものとして、将来像を以下のとおり掲げます。

<基本理念>

① 渥美半島の農業を守る！ －「強い農業」を持続する

- ・日本一の農業産地を目指す
- ・産業や生活の場として豊かな渥美半島を築く
- ・結び付きや絆を感じてもらう

② 渥美半島の環境を愛でる！ －「環境にやさしい農業」を展開する

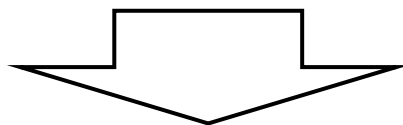
- ・生活環境を大切にする
- ・自然と共生する
- ・安全・安心な食品を供給する

③ 渥美半島の農業を育てる！ －「輝く農業」を展開する

- ・農業を支える意欲ある人財（材）を育成する
- ・農業者が考える取組を創意工夫をもって伸ばす
- ・市民の農業への関わりを大事にする
- ・交流や観光に農業資源を活用する

④ 渥美半島から農業の新しい風を起こす！ －「攻めの農業」を展開する

- ・人・技術・物・情報を積極的に生かす
- ・競争力と市場開拓力を強化し、「たはらファン」を増やす
- ・農業分野への先進技術を積極的に活用する



<将来像>

日本一元気で魅力的な農業

田原市では、次世代を担う「元気な農業者」を育成し、農業生産の拡大や農業経営の強化、先進技術を活用した最先端農業を展開する「日本一の農業産地」を目指します。

農業者が自信と誇りを持って活力ある農業を展開し、市民が農業を理解し、親しむことのできる「魅力的な農村環境」を守っていきます。

3 基本目標

本プランに基づき、2027年度（令和9年度）の将来像の実現に向け、農業振興に資するさまざまな施策を進めるにあたり、計画期間における基本目標を次のように設定します。

（1）中核的農家（年間販売金額3,000万円以上）630戸を目指します

販売農家数が減少傾向にある中、農地の集積・集約化及び機械化などを進め、経営基盤の強化を図るとともに、地域の中心となる担い手の育成と、農産物販売金額*規模3,000万円以上の販売農家数575戸（2015農林業センサス）を約10%増加させ、630戸を目指します。

（2）農業産出額900億円を目指します

農業機械の導入による効率的な営農、栽培面積あたりの生産量の増加、消費者が求める品種の選択・高品質化による販売単価の向上などにより、農業産出額820億円（平成27年市町村別農業産出額（推計）農林水産省）を約10%向上させ、900億円を目指します。

（3）耕地面積6,290haを維持します

農業基盤の整備や遊休農地の解消などにより農地を確保するとともに、地域農業の中心となる農業者への集積・集約化を図ることで、耕地面積6,290ha（第67次東海農林水産統計年報（令和元年～2年））を維持します。

第4章 基本方針と体系

1 基本方針

将来像を実現するために推進する施策の基本方針を以下に示します。

目標年度の2027年度（令和9年度）に向け、これらの基本方針のもと農業振興施策を展開していきます。

■基本方針1 ～元気な農業～ 農業を発展させる農業経営体の確保

基本施策1-1 農業経営体の確保

- 新規就農希望者や農家の後継者、企業やNPOなど、新しい農業の担い手を幅広く支援するとともに、地域農業をけん引する基幹経営体を継続的に支援することで、田原市の農業を担う経営体を確保します。

基本施策1-2 労働人材の確保

- 農業法人への雇用就農や外国人技能実習制度の活用などを支援することにより労働人材を確保し、農業経営体制の強化を図ります。
- 農業者が必要とする労働人材を確保できるよう、ハローワーク及びシルバー人材センターとの連携を図るとともに、オンライン上でマッチングさせる仕組みの普及啓発を行います。
- 福祉との連携による障害者の雇用を促進します。

基本施策1-3 多様な担い手の育成

- 農業の担い手が取り組む自主活動への支援を行い、地域の農業を支える小規模な経営体や女性農業者など、多様な担い手の育成に努めます。
- 教育機関や企業と連携し、栽培技術などを学ぶ機会を作ることで、地域農業の技術向上を図ります。



■基本方針2 ～日本一の農業～ 農業生産の発展と農業への理解の促進

基本施策2-1 農業経営の活性化

- 農業産出額トップクラスの田原市の農業は、野菜、花き、畜産を中心に多様な農産物によって産地を形成しています。先進技術の導入などによる生産技術の向上や、肥料、飼料、燃油等の価格高騰対策、田原市産農産物の消費宣伝などを通じて、産地の収益力強化及び農家の経営活性化・安定化を図ります。



基本施策 2-2 環境保全型農業の推進

- 農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」にも即した環境保全と生産性の維持・向上との調和が可能な農業を推進するため、農業者や関係機関、団体などと協力して、土づくりや土壌分析に基づく適正施肥、有機質資源の活用による減化学肥料、減農薬、脱炭素など、環境保全型農業に取り組みます。
- 近年増加している鳥獣被害に対し、電気柵による被害防止の取組支援や広域狩猟連合田原支部との連携により、被害防止を図ります。

基本施策 2-3 多様な取組

- 他産業との連携による新たな産業の創出を促進することで農業の活力を維持するとともに、交流人口の拡大や市内における雇用・就業の場づくりに取り組みます。



基本施策 2-4 交流・食育・花育の推進

- 田原市産の花や野菜を使った料理教室・体験を通じ、農産物を知る機会を作り、田原市の農業に対する理解促進に努めます。
- サンテパークたはらの設置目的でもある都市と農村の交流の場及び地域農業者の技術・情報・研修の場を提供する機能を強化するため、田原市の農業・農産物をPRするとともに、地域農業者の研修、学習等の場の提供に取り組みます。

■基本方針 3 ～魅力的な農業～ 自然に恵まれた良好な農村環境の確保

基本施策 3-1 農業基盤の整備

- 農業の生産性向上のため、農地の大区画化や道路、用排水路などの生産基盤の整備を進めます。また、ため池や排水機場などの整備、施設の耐震化など、豪雨・地震などの自然災害への防災・減災対策や生活環境向上のための土地改良事業に取り組みます。既設の用水・排水施設や排水機場などの老朽化が進行しているため、今後は、適切な補修などを行い施設の長



寿命化を図るとともに、計画的な整備更新を行います。

基本施策 3-2 農地の保全・活用の推進

- 農業者の高齢化や後継者不足などにより、維持が困難となっている農地や水路の保全に係る地域の共同活動を支援し、良好な農村環境を維持していきます。
- 農地法*に基づき適正な農地利用を推進するとともに、農地中間管理事業や農地・園芸施設バンク事業の活用などによる農地の集積・集約化を図り、生産性の高い農地の確保など、農地の有効利用を推進します。

【将来像】

日本一元気な魅力的な農業

【基本理念】

① 渥美半島の農業を守る！
—「強い農業」を
持続する

② 渥美半島の環境を愛でる！
—「環境にやさしい農業」を展開する

③ 渥美半島の農業を育てる！
—「輝く農業」を展開する

④ 渥美半島から農業の新しい風を起こす！
—「攻めの農業」を展開する

【基本方針】

【基本方針1】
～元気な農業～
農業を発展させる農
業経営体の確保

【基本方針2】
～日本一の農業～
農業生産の発展と農
業への理解の促進

【基本方針3】
～魅力的な農業～
自然に恵まれた良好
な農村環境の確保

【基本施策】

1-1 農業経営体の確保

1-2 労働人材の確保

1-3 多様な担い手の育成

2-1 農業経営の活性化

2-2 環境保全型農業の推進

2-3 多様な取組

2-4 交流・食育・花育の推進

3-1 農業基盤の整備

3-2 農地の保全・活用の推進

【重点プロジェクト】

◆新規就農者の確保

◆農業生産に関わる人材の安定的な確保

◆担い手確保のための支援・連携

◆農業競争力の強化

◆環境保全型農業の推進と有害鳥獣対策

◆農を活用した新産業の創出

◆農と食に対する理解促進

◆農地中間管理機構と連携した基盤整備

◆良好な農地の維持・保全

第5章 各施策における主な取組

【凡例】

- 主体 ■ : 主な取組主体
□ : 関係者及び関係機関
- 期間 前期 : 2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)
後期 : 2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)

基本施策 1-1 農業経営体の確保

新規就農希望者や農家の後継者、企業やNPOなど、新しい農業の担い手を幅広く支援するとともに、地域農業をけん引する基幹経営体を継続的に支援することで、田原市の農業を担う経営体を確保します。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
農業経営体の確保	新規就農者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な新規就農希望者に対して、各種補助制度など就農に関する情報提供や就農相談を行います。 ○新規就農者の就農直後の経営確立のため、補助制度を活用した支援を行います。 ○農家受け入れ型農業研修制度を実施し、新規就農に向けた知識・技能習得の支援を行います。 ○農業研修受入農家の整備及び農家での研修を希望する新規就農予定者の研修を支援します。 ○農業体験を希望する大学生等の研修を支援します。 	■	■	■	■	■ 農業委員会 農業者団体 企業	→	→
	地域農業の中心となる担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者の認定(新規認定及び再認定)や担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、地域農業の中心となる担い手を支援します。 ○農業者担い手育成支援事業により、農業者が自主的に農業への見識を高める取組を支援します。 	□	■	■	■	□ 農業者団体	→	→
	人・農地プランの法定化による地域計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定します。 	■	■	■	■	■ 農業委員会 農業者団体	→	→
	家族経営協定の締結支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の役割と立場を明確にする家族経営協定の締結を支援します。 	■	■	■	■	■ 農業委員会	→	→
	農業法人化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○農業経営の法人化に向けた取組を支援します。 	■	■	■			→	→

基本施策 1-2 労働人材の確保

農業法人への雇用就農や外国人技能実習制度の活用などを支援することにより人材を確保し、農業経営体制の強化を図ります。

農業者が必要とする労働人材を確保できるよう、ハローワーク及びシルバー人材センターとの連携を図るとともに、オンライン上でマッチングさせる仕組みの普及啓発をします。また、福祉との連携による障害者の雇用を促進します。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
労働人材の確保	外国人技能実習生支援	○外国人技能実習制度で在留する実習生に対して、研修先において技能等を習得できるように支援します。	□	■	■	■	■ 企業	→	→
	雇用就農支援	○雇用就農に向けた雇用就農資金などの取組を支援します。	■	■	■	□		→	→
	シルバー人材の活用	○農業者のニーズに応じて、シルバー人材センターと連携し、農業人材に関する情報を提供します。	■				■ シルバー人材	→	→
	多様な働き方の支援	○農業者の求人情報と働き手の求職情報を集めて、オンライン上でマッチングさせる仕組みの普及・啓発を行います。	■	■		■	■	→	→
	ヘルパー活動の支援	○酪農ヘルパー組合などの活動を支援します。	□	■		■	■ 農業者団体	→	→
	農福連携の推進	○障害者などが農業に携われるよう、情報発信やマッチングに関する取組を支援します。	■	■	□	□	■ 企業 福祉団体	→	→

基本施策 1-3 多様な担い手の育成

農業の担い手が取り組む自主活動への支援を行い、地域の農業を支える小規模な経営体や女性農業者など、多様な担い手の育成に努めます。

教育機関や企業と連携し、栽培技術などを学ぶ機会を作ることで、地域農業の技術向上を図ります。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
多様な担い手の育成	担い手団体育成支援	○4Hクラブ、青年農業士会、農業経営士協会、田原市認定農業者連絡会など、農業者が自主的に活動する農業者団体を支援します。	□	■	■	■	□ 農業者団体	→	→
	女性農業者の支援	○農村生活アドバイザー協会や農村輝きネット・あつみなど女性農業者の活動を支援します。	□	■	■	■	□ 農業者団体	→	→
	市民農園の貸し出し	○身近で農作物の栽培に取り組みたい方のために市民農園の貸し出しを行います。		■			□ 市民	→	→
	高等教育機関との連携	○豊橋技術科学大学や愛知大学などの高等教育機関と連携し、地域農業の人材育成やレベルアップを図ります。	■	■		□	■ 教育機関 広域 □ 企業	→	→
	地域農業を支える次世代農業人材育成	○地域農業を支える高度な次世代農業人材育成について広域で協議します。	□	■	■	■	□ 農業者団体 広域	→	→
	農業セミナーの開催	○健康づくり、生きがいづくりを主目的に基礎的な技術を学ぶ「生き生き農業セミナー」を開催します。	□	■	■			→	→
	農業者年金の推進	○農業者年金の加入推進を図り、老後生活の安定及び福祉の向上を目指します。	■				■ 農業委員会	→	→
農業後継者の結婚支援	○農業後継者などの結婚支援のため、交流イベントなどへの農業者の参加を促進します。	□	■	□	■	■ 社協 農業者団体	→	→	

基本施策 2-1 農業経営の活性化

農業産出額トップクラスの田原市では、野菜、花き、畜産を中心に多様な農産物によって産地が形成されています。先進技術の導入などによる生産技術の向上や、肥料、飼料、燃油等の価格高騰対策、田原市産農産物の消費宣伝などを通じて、産地の収益力強化及び農家の経営活性化・安定化を図ります。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
農業経営の活性化	農業経営の活性化	○強い農業づくり総合支援交付金事業や畜産クラスター事業など国・県の補助事業を活用し、生産・流通基盤の強化や労力の軽減、規模拡大などの取組を支援します。 ○農業現場の課題を農業者自ら解消するためのアイデアを支援します。 ○物資流通・人の交流の活性化を促進するため、高規格道路などについて要望活動を行います。	■	■	■	■	■ 国	→	→
	農産物プロモーション	○JA愛知みなみと連携し、田原市産農産物の消費宣伝に取り組みむとともに、農業者自らが行う販売プロモーション活動を支援します。	■	■	■	■	■ 企業	→	→
	農産物輸出の推進	○人口増加や経済発展に伴い、食料等の需要増加が見込まれるアジア地域を中心に、広域の関係機関と連携して農産物の輸出に取り組みます。	□	■	□	■	■ 広域	→	→
	農業制度資金の活用	○農業制度資金の活用により、農業近代化の促進や農業経営の基盤強化を支援します。	■	■	■	■	■ 金融機関	→	→
	水田利活用の推進	○米生産による経営安定を図るため、米の生産調整及び水田の利活用に取り組みます。	■	■	■	■	□ 国	→	→
	先進技術の導入	○ICT(情報通信技術)や再生可能エネルギー利用など、先進技術を活用し、農産物の収量増や品質の向上、生産コストの低減、人件費の削減などに取り組みます。	■	■	■	■	■ 企業	→	→
	飼料価格高騰対策	○飼料価格高騰の影響を緩和するとともに、国産飼料の普及拡大を図る支援をします。	■	■	■	■			→
	経営安定対策	○収入保険等の保険の加入を促進します。 ○肥料・燃油等価格高騰の影響を緩和する対策を実施します。	■	■	■	■	■ 農業共済組合		→

基本施策 2-2 環境保全型農業の推進

農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」にも則した環境保全と生産性の維持・向上との調和が可能な農業を推進するため、農業者や関係機関、団体などが協力して、土づくりや土壌分析に基づく適正施肥、有機質資源の活用による減化学肥料、減農薬、脱炭素など、環境保全型農業に取り組みます。

また、近年増加している鳥獣被害に対し、電気柵による被害防止の取組支援や広域狩猟連合田原支部との連携により、被害防止を図ります。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
環境保全型農業の推進	環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所・畜舎施設等の巡回指導の実施や環境保全型農業の取組支援、菜の花エコプロジェクトなどに取り組みます。 ○土壌診断に基づく施肥基準に沿った適正な施肥を促進します。 ○河川や海域の水質検査を実施します。 ○堆肥の搬入時期における農地からの悪臭について、巡回による監視、指導を行います。 	■	■	■	■	■ 市民団体 水資源機構 土地改良区	→	→
	使用済農業資材の適正処理	○田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会における農業用使用済プラスチックの適正な回収及び処理を支援します。	■	■	■	■	■ 協議会	→	→
	適正な家畜ふん尿処理の支援	○家畜ふん尿等を適正に処理する取組を支援します。	■	■	■	■		→	→
	家畜排せつ物の資源化	○家畜排せつ物を堆肥化して農地へ還元する取組やバイオマス資源としての有効活用を支援します。	■	■	■	■		→	→
	家畜防疫対策	○家畜防疫対策協議会が実施する家畜伝染病の防疫活動などを支援します。	■	■	■	■	■ 協議会	→	→
	有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣被害対策に取り組む田原市鳥獣被害対策協議会において対策を検討します。 ○広域狩猟連合田原支部などと連携した有害鳥獣駆除や電気柵の設置などにより鳥獣被害防止に取り組みます。 	■	■	■	■	■ 農業者団体 猟友会	→	→
	安全安心な農産物供給	○環境と安全に配慮した農業者が評価され、高付加価値に繋がる認定制度(GAP、HACCP等)の取得を推進します。	■	■	■	■		→	→
	農薬使用の低減	○農薬の使用を低減するため、JA愛知みなみと連携して農薬を使用しない防除や病害虫の発生しにくい環境づくりなどの取り組みを支援します。	■	■	■	■		→	→
	脱炭素農業の推進	○脱炭素農業を推進するため、温室効果ガスの削減が期待できる施設、設備等の導入を支援します。	■	■	■	■	■ 企業		→

基本施策 2-3 多様な取組

田原市の地域資源である農業を活用し、他産業との連携による新たな産業の創出を促進することで農業の活力を維持するとともに、交流人口の拡大や市内における雇用・就業の場づくりに取り組みます。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
多様な取組	6次産業化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○6次産業化・農商工連携により、本市の農畜産品を活用した加工食品等の開発を促進します。 ○渥美半島たはらブランド認定事業などにより農産品や加工品等の認知度向上や販路形成を支援します。 	■	■	■	■	■ 企業	→	→
	花を活かした新たなビジネスモデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や事業者と連携し、国内最大規模の花の生産地であることを活かした花の宅配サービス「タハナ～田原の花の定期便～」により、新たな販路開拓を支援します。 	■	■		□	■ 商工会 企業	→	→
	産直機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における農産物等の販売の場となる道の駅等の産直施設の機能向上、高質化を図るとともに、情報発信機能を向上します。 ○市内の産直施設のPRを行うとともに、広域で連携し産直施設への集客のための取組を行います。 	■	■	□	■	■ 企業	→	→
	農を活かした観光メニューの開発	<ul style="list-style-type: none"> ○花、野菜、果物等の豊富で高品質な農産物を生かした農業体験等の取組を促進することで、市内での滞在時間を延ばし、農泊などの市内宿泊に結び付けます。 	■	■			■ 観光ビューロー 企業	→	→
	農観連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信と国内外からの観光客に向けた環境整備を行うことで、農泊や農家レストランなどの取組を支援します。 		■	□		■ DMO*	→	→

基本施策 2-4 交流・食育・花育の推進

健全な食生活を実践するための食育や花を通じて豊かな心を育てる花育を推進するため、田原市産の花や野菜を使った料理教室や体験を通じて田原市産の農産物を知る機会を作り、田原市の農業に対する理解促進に努めます。

サンテパークたはらの設置目的でもある都市と農村の交流の場及び地域農業者の技術・情報・研修の場を提供する機能を強化するため、田原市の農業・農産物をPRするとともに、地域農業者の研修、学習等の場の提供に取り組みます。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
交流・食育・花育の推進	食育の推進	○学校や福祉団体、地域などと連携し、地域の食材を生かしたレシピの開発・啓発を通じて市民の農業に対する理解促進に努めます。	■	■	■	■	■ 地域 市民 市民団体 教育機関 福祉団体	→	→
	花育の推進	○学校や福祉団体、地域などと連携し、地域の花に親しみ、育てる機会を増やすことを通じて市民の農業に対する理解促進に努めます。	■	■	■	■	■ 地域 市民 市民団体 教育機関 福祉団体	→	→
	都市と農村の交流	○サンテパークたはらでは都市と農村の交流の場として、田原市の農業に触れ合い、農業への理解を深めるための事業を展開します。 ○農業者が、研修や商品開発に取り組む際の交流の場を提供します。	■	■		■	■ 市民	→	→
	田原市農業のPR	○都市と農村との交流や地域産業の振興のため、田原市農業のPRにメディア等を活用しながら取り組みます。	■	■		■		→	→

基本施策 3-1 農業基盤の整備

農業の生産性向上を図るため、農地の大区画化や道路、用排水路など生産基盤の整備を行います。また、豪雨・地震などの自然災害に備えるため池や排水機場等の整備、施設の耐震化などの防災・減災対策を実施します。さらに、生活環境向上のための農村集落内の整備などの農業基盤の整備となる土地改良事業にも取り組みます。また、既設の用水・排水施設や排水機場等の老朽化が進行しているため、適切に補修等を行い施設の長寿命化を図るとともに、計画的な整備更新を行います。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
農業基盤の整備	総合的な農地基盤整備事業の推進	○農業の生産性向上を図るため、ほ場、道路、排水、用水などの総合的な基盤整備を実施します。	□	□	■		■ 土地改良区	→	→
	和地太田地区における基盤整備事業	○和地太田地区の遊休農地について農地中間管理機構と連携した基盤整備事業で畑地化を実施して農地の集積・集約化を図ります。	■	■	■	■	■ 中間管理機構 農業委員会	→	→
	土地改良施設整備	○農業生産環境向上のため、道路、排水、用水等の整備を実施します。	□	■	□		■ 土地改良区	→	→
	土地改良施設維持管理	○農業生産活動の維持を図るため、土地改良施設の適切な維持管理を実施します。	□	■	□		■ 土地改良区	→	→
	排水機等維持管理	○農地のたん水被害を防止するため、排水機の定期的な保守点検等、適正な維持管理を行います。	□	■	□		■ 土地改良区	→	→
	たん水防除の促進	○土地利用形態の変更による雨水流出量の増加や排水機場の老朽化による排水能力の低下に伴う農地のたん水被害を防止するため、排水機場の改修等を実施します。	□	□	■		□ 国	→	→
	緊急農地防災促進	○農用地及び農業用施設に対し、自然災害の発生の未然防止及び農業用施設の機能回復等を実施します。	□	□	■			→	→
	ため池等の整備	○ため池の老朽化対策や耐震対策にかかる改修整備や既に使われなくなったため池の廃止を行い、堤体決壊等による農地、集落等への浸水被害を未然に防止します。	□	□	■		■ 水資源機構 土地改良区	→	→
	豊川用水整備事業の促進	○豊川用水路の大規模地震対策として、幹線水路の耐震補強や複線化などを推進します。また水源地としての設楽ダムの整備を推進します。	□	□	□		■ 国 水資源機構	→	→
	豊川用水石綿管除去	○石綿管除去対策事業対象外の豊川用水支線水路の石綿管除去対策を支援します。	□	□	■		□ 国	→	→
	農村生活環境の整備	○農業生産における生活環境向上のため、集落道路、集落排水路、防災施設等の整備、適切な維持管理を行います。	□	■	□			→	→
	農業集落排水整備・維持管理	○農村生活環境の向上のため、污水・生活排水処理施設の整備、適切な維持管理を行います。	□	■	□		□ 国	→	→

基本施策 3-2 農地の保全・活用の推進

農業者の高齢化や後継者不足などにより、維持が困難となっている農地や水路の保全維持に係る地域の共同活動を支援し、良好な農村環境を維持していきます。

農地法に基づいて適正な農地利用を推進するとともに、農地中間管理事業の活用などによる農地の集積・集約化などの流動化を図り、生産性の高い農地の確保などの農地の有効利用を推進します。

【主な取組】

	取組	概要	主体					期間	
			農業者	市	県	JA	その他	前期	後期
農地の保全・活用の推進	農地の多面的機能の発揮	○農業の有する多面的機能が発揮できるよう、地域が行う道路・水路等の草刈り、浚渫、補修、長寿命化などの農地の保全活動を支援します。	■	■	□		■ 地域 土地改良区	→	→
	農地法の運用	○農地法に基づく農地等に対する権利の設定及び移転の許可などについて審議・決定を行います。	■		■		■ 農業委員会	→	→
	農地の利用状況調査	○農地の利用状況などを把握し、農地の確保と効率的利用の促進、担い手農業者への農地の集積・集約化を図ります。	■	■	□		■ 農業委員会	→	→
	遊休農地発生防止・解消対策	○農地の利用状況調査を基に遊休農地所有者に利用意向調査を行い、適正管理を指導します。 ○農業施設の老朽化による遊休農地の解消を支援します。	■	■	□		■ 農業委員会	→	→
	農地の違反転用防止	○農地パトロールにより違反転用箇所を調査し、所有者に適正管理を指導します。	■	■	■		■ 農業委員会	→	→
	農地の有効利用の推進	○農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の利用権設定等の農用地利用集積計画を策定し、農地の有効利用を図ります。	■	■	□	■	□ 農業委員会	→	→
	農地・園芸施設バンク	○生産規模の拡大を希望する農業者が求める農地や施設について、耕作できない所有者とのマッチングを行います。	□	■	■	■	■ 農業委員会	→	→
	農地中間管理事業の活用	○農地中間管理機構と連携し、農地の集積・集約化を進めます。	■	■	■	■	■ 中間管理機構	→	→
農業振興地域整備計画の推進	○農業振興地域内の農用地を中心に農業の発展を図るとともに、農用地の適正な利活用を推進します。		■	■			→	→	

第6章 重点プロジェクト

将来像の実現に向けて、田原市農業の現状や今後の社会情勢の変化などを見据え、各施策で農業者、市民、地域、農業関係機関、行政などが協力して取り組む「重点プロジェクト」を設定することで、効果的な施策の展開を図ります。

No.	重点プロジェクト
1	新規就農者の確保
2	農業生産に関わる人材の安定的な確保
3	担い手確保のための支援・連携
4	農業競争力の強化
5	環境保全型農業の推進と有害鳥獣対策
6	農を活用した新産業の創出
7	農と食に対する理解促進
8	農地中間管理機構と連携した基盤整備
9	良好な農地の維持・保全

1	新規就農者の確保
---	----------

【背景】

- 全国と同様に農業従事者の高齢化が進み、販売農家数は減少しています。
- 田原市では、親元就農者を中心に過去 10 年で 372 人が新規就農しています。
- 新規就農の相談窓口である「田原農業支援センター」では、栽培技術や経営知識の習得、農業制度資金、新規就農者育成総合対策*などの就農支援制度の活用、農地の斡旋などについての就農相談を行っています。
- 農家の後継者に対しては、就農支援に対する情報提供や就農しやすい環境整備を支援するなど、県、市、JAなどが連携して計画的な就農を働きかけています。
- 田原市の農業を発展させていくためには、地域農業の中心となっていく親元就農者や新規参入者などの新規就農者の確保、育成が求められます。

【主な取組】

○新規就農者の研修受入体制の整備

農業経験のない就農希望者は、栽培ノウハウや機械などの使い方、資金や経営に関すること、将来目標や地域との関わりなどについて就農前に理解を深めておく必要があります。そのため、新規就農希望者が営農に関する知識や技術を習得できるよう、個人農業者から農業技術の指導を受ける研修制度の実施に取り組みます。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	農業者が新規就農希望者に農業技術を指導する研修		→	→	→	→	→	→
研修後に就農した人数	-	0人	1人	2人	2人	3人	4人	5人
取組主体	農業者、農業者団体、JA、県、市、企業							

○家族経営協定の締結支援

田原市の農業経営は、家族経営が中心です。家族経営のメリットは多くある一方、仕事の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、不満やストレスも生まれがちです。そのため、家族間で農業の経営方針や役割分担、就業条件についての話し合いを行い、役割と立場を明確にする家族経営協定の締結を推進します。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	協定締結		→	→	→	→	→	→
家族経営協定 締結数(累計)	297 戸	342 戸	350 戸	360 戸	370 戸	380 戸	390 戸	400 戸
取組主体	農業者、J A、県、市、農業委員会							

○新規就農者の育成

新規就農者を増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階までの一貫した支援が重要です。

新規就農希望者への情報発信や研修受入体制の整備、農地バンク等を活用した農地の斡旋、認定新規就農者制度*の活用、新規就農者向けの農業セミナーや相談体制の充実などにより、新規就農者を確保、育成します。



年度	策定時 ※	現状値 ※	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	新規就農者の確保		→	→	→	→	→	→
新規就農者数 (親元就農以外)	33 人 (2 人)	23 人 (5 人)	35 人 (3 人)	40 人 (5 人)	40 人 (5 人)	45 人 (10 人)	45 人 (10 人)	50 人 (10 人)
取組主体	農業者、J A、県、市、農業委員会							

※ 策定時、現状値は過去 10 年の新規就農者数の平均値

2	農業生産に関わる人材の安定的な確保
---	-------------------

【背景】

- 農業経営規模の拡大を志向する農業者においては、離農によって耕作しなくなった農地を借り受けるなど、耕作面積を拡大しつつあります。
- 田原市の農業経営は家族経営が中心で、作業が集中する定植や出荷時期などには、家族以外の労働人材を活用しています。
- 農業経営規模の拡大に伴い、常時雇用や外国人技能実習生の受け入れなどにより労働人材を確保している農業経営体もあります。
- 労働人材の不足が農業経営のボトルネックとならないよう、安定的な供給が期待されています。
- 定年退職者による農業への従事が期待されています。
- オンラインで、農業者の求人情報と働き手の求職情報をマッチングさせる仕組みが普及しつつあります。

【主な取組】

○農業生産に関わる人材の確保

農業経営の大規模化や働く側の意識変化に伴い、短期の臨時雇用、常時雇用だけでなく1日単位の超短期雇用など、雇用の形が多様化しています。

ハローワークやシルバー人材センター、オンラインでマッチングサービスを運営する事業者などと連携し、農業経営の事業拡大に伴う農業者からの求人と企業退職者などの求職をマッチングし、雇用の機会を確保します。

また、新規就農者の雇用就農を促進する「雇用就農資金」を活用し、農業法人などが就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修などを支援します。

年度	策定時 (2015)	現状値 (2020)	2022	2023	2024	2025 (最終)
内容	ハローワークとの連携		→	→	→	→
常雇いを雇い入れた経営体数 (農林業センサス)	593 件	350 件	→	→	→	700 件
取組主体	農業者、JA、ハローワーク、県、市					

○外国人技能実習生等の受入

外国人技能実習制度は、技能実習生が日本において企業や個人事業主などの実習実施者と雇用契約を結び、出身国において修得が困難な技能などの修得・習熟・熟達を図るものです。平成 29 年 11 月 1 日施行の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」により、3 年の技能実習を終えた優良な監理団体及び実習実施者に限定して在留資格の変更または更新が認められ、最長 5 年の技能実習が可能となりました。

田原市の農業生産の現場において、生産に関わる人材として外国人技能実習生を受け入れる農業経営体が増えており、JAでも監理団体として技能実習生の受け入れを行っています。

外国人技能実習生が日本の生活に慣れ、技能実習計画に基づいて技能を修得するためには、農業現場における実習だけでなく生活面での支援が必要です。実習生が社会的安定と法的保護のもと技能実習の目的を達成するとともに、農業者が安心して外国人技能実習生を受け入れできるよう支援を行います。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	技能実習生の受入		→	→	→	→	→	→
外国人技能 実習生年間 受入人数	920 人	666 人※	800 人	900 人	950 人	950 人	1,000 人	1,040 人
取組主体	農業者、JA、企業、県、市							

※平成 30 年 12 月 8 日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、在留資格「特定技能 1 号」が創設されたため、「外国人技能実習生年間受入人数」に「特定技能 1 号」の人数を含んだ

3	担い手確保のための支援・連携
---	----------------

【背景】

- 愛知県や田原市、J A等で構成する田原市農業改良推進協議会では、「4Hクラブ」、「青年農業士会」、「農業経営士協会」、「農村生活アドバイザー協会」、「農村輝きネット」などの団体を支援し、地域農業のリーダーとなる人材を育成しています。
- 農業経験はないものの、定年後の就農や生きがいとして農業を始めたい方もいます。また、女性農業者は地域農業の活性化や6次産業化の担い手としても期待されています。
- 農業経営の強化を進めるため、最先端の農業技術の習得に向けた取組を支援します。
- 農業後継者の結婚支援が大変重要です。

【主な取組】

○担い手団体の育成

地域農業の中心を担う農業者が参加する「4Hクラブ」、「青年農業士会」、「農業経営士協会」、「認定農業者連絡会」、「農村生活アドバイザー協会」、「農村輝きネット」などの農業者団体の活動を支援します。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	農業者団体の活動支援		→	→	→	→	→	→
農業者団体数	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体
取組主体	農業者団体、県、市							

○農業セミナーの開催

定年退職者などの健康づくり、生きがいづくりを主目的に、基礎的な栽培技術を学ぶ「生き生き農業セミナー」を開催します。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	農業セミナー開催		→	→	→	→	→	→
受講者数 (累計)	25 人	155 人	181 人	195 人	210 人	225 人	240 人	250 人
取組主体	農業者、県、市							

○高等教育機関等との連携

豊橋技術科学大学の先端農業・バイオリサーチセンターが実施する「最先端植物工場マネージャー育成プログラム」や「IT食農先導士養成プログラム」などの各種プログラムや研修会への参加を促進し、人材育成を推進します。

愛知大学地域政策学部食農環境コースの活動を支援し、食・農・環境を学ぶ人材育成を推進します。

明治大学や法政大学、名古屋大学などの学生を体験型研修として受け入れ、農業現場と高等教育機関との繋がりを深めます。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	田原市が主催、後援する研修会等の開催		→	→	→	→	→	→
開催回数	4回	7回	7回	7回	7回	7回	8回	8回
取組主体	農業者、農業者団体、JA、県、市							

○農業後継者の結婚支援

農業後継者の結婚対策が重要視されており、現状のままでは結婚しない後継者が増加すると予想されます。社会福祉協議会をはじめ、さまざまな団体が実施する婚活事業への農業者の参加を促進します。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	市内での婚活事業の実施		→	→	→	→	→	→
婚活事業実施回数	9回	5回	10回	10回	11回	11回	12回	12回
取組主体	農業者、農業者団体、JA、県、市、農業委員会、社協							

4	農業競争力の強化
---	----------

【背景】

- 生産量の増加や生産コストの低減など、先進的技術の導入が進んでいます。
- 田原市産農産物のブランド化により、農産物の売上の向上が求められています。
- バイヤーの招聘を行い、情報交換や消費地での販売促進に取り組んでいます。
- 花を活用した新たなビジネスモデルへの取組が模索されています。

【主な取組】

○経営規模の拡大

産地生産基盤パワーアップ事業や、あいち型産地パワーアップ事業*、強い農業づくり総合支援交付金事業、畜産クラスター事業などの国・県補助事業を活用して、事業規模の拡大を支援します。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	補助事業の採択		→	→	→	→	→	→
補助事業を実施した件数	28件	40件	40件	40件	40件	40件	40件	40件
取組主体	農業者、JA、国、県、市							

※対象となる補助事業が増えたため変更

○農産物プロモーション

農産物の販路を拡大するため、バイヤーを招聘し田原市産農産物のPRを行います。道の駅のイベントやSNSで販売PRを実施するとともに大手スーパーなどでの農産物プロモーションを推進します。

新たな販路開拓のため、豊橋田原広域農業推進会議を中心に、経済発展に伴う富裕層の増加が際立つアジアを中心とした地域への輸出事業に継続して取り組みます。花き需要を喚起するため、観光客などへのおもてなしとして市内の主要な場所に花を飾ります。



年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	田原市が実施、支援する農産物プロモーション		→	→	→	→	→	→
農産物プロモーションの回数	20回	12回	20回	20回	20回	20回	20回	20回
取組主体	農業者、農業者団体、JA、市、広域							

5	環境保全型農業の推進と有害鳥獣対策
---	-------------------

【背景】

- 田原市では、これまで緑肥を利用した土壌改良や害虫を捕殺する粘着トラップの設置による農薬削減など、様々な取組を通して農地の環境保全に取り組んできました。
- これまでの農業は、いかに生産性を上げるかを最重要目標としてきましたが、これから求められる農業はそれに加え、環境に配慮した農業生産も重要となっています。
- イノシシやハクビシン、カラス、ヒヨドリなどの野生動物による農作物の被害が田原市全域に及んでおり、その対策が求められています。

【主な取組】

○脱炭素農業の推進

施設園芸における電球のLED化や、ヒートポンプ、2重カーテンなどの省エネルギー化設備の導入を支援し、農業由来の二酸化炭素排出量を減らす脱炭素農業を推進します。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	輪菊栽培 LED化	施設栽培 LED化	→	→	→	→	→	→
LED電球への交換球数	4% (※LED電球導入比率)	992 個	1,250 個	1,500 個	1,750 個	2,000 個	2,250 個	2,500 個
取組主体	農業者、市							

※予算額で購入できる個数を目標とすることで、具体的な普及個数を把握できるため変更

○環境に配慮した土づくり

土壌分析の活用や有機質資源（緑肥、完熟堆肥）の活用による減化学肥料に取り組めます。現状の土壌状態を正確に把握し、適切な施肥を行うことでコスト低減を図り、将来的に農産物の生産安定と品質向上に繋がります。



年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	緑肥作物作付に対する補助		→	→	→	→	→	→
取組農家数	79人	80人	110人	120人	130人	140人	150人	200人
取組主体	農業者、JA、農業者団体、市							

○有害鳥獣からの農作物被害の抑制

農作物に被害をもたらす有害鳥獣対策が喫緊の課題となっており、特に野生イノシシについては、農作物被害に留まらず、家畜防疫上でも脅威となっています。

このため、広域狩猟連合田原支部や、県と連携して、移動防止柵の設置やハコ罠の設置、無人カメラによる生息域調査などを総合的に実施することで、野生イノシシの根絶と農作物被害の低減を目指します。



野生鳥獣は、集落から出る生ごみを餌として集まることから、生ごみの集積所に集積ボックスや防護アミを設置していきます。また、専門家による研修会の開催や啓発活動により、地域の共通意識として認識を成熟させ、有害鳥獣対策に取り組めます。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	野生イノシシの駆除、防除		→	→	→	→	→	→
イノシシの駆除頭数	228頭	87頭	225頭	220頭	215頭	210頭	205頭	200頭
取組主体	農業者、市、県、広域狩猟連合田原支部							

※生息数が700頭(2016)から300~350頭(2022)に減少しているため、駆除頭数も減少

【背景】

- 地域資源を活用した農林漁業者などによる新事業の創出や地域の農林水産物の利用の促進などを旨とし、平成 22 年 3 月 1 日に 6 次産業化・地産地消法が施行されました。
- 6 次産業化や農商工連携は、加工などによる付加価値の向上や流通コストの低減による農家の所得向上に加え、加工・販売など地域産業の裾野が広がることで、新たな就業・雇用機会の創出も期待できます。
- 令和 4 年から、農林水産省ではこれまでの「6 次産業化」をさらに発展させて、農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な事業者の参画によって新事業や付加価値を創出し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る「農山漁村発イノベーション」の推進に取り組んでいくこととしています。
- 田原市では、令和元年に「田原市 6 次産業化・地産地消推進協議会」を設立し、地域資源を活用した市内の農業者及び漁業者等による新産業の創出等に関する施策を講じて、本市における 6 次産業化を推進するとともに、地域の農畜水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進していくこととしています。
- さらに、渥美半島たはらブランド認定制度を運用し、製品のブラッシュアップや認知度向上、販路形成などを支援しています。令和 4 年 2 月には付加価値の高い商品を「渥美半島たはらブランドプレミアム」として認定し、全国に向けて本市のイメージアップを図っています。
- また、近年では生活に根ざした体験型の観光ニーズが高まっていることから、観光体験博覧会「たはら巡り～な」を開催することにより、農業体験を始めとした渥美半島ならではの体験プログラムを実施しています。田原市の地域資源である「農」と観光産業を結び付け、地域経済に対する波及効果を高めています。

【主な取組】

○6 次産業化、農商工連携の促進

地域資源である野菜・花き・畜産を活かした特産品開発を促進するため、中小事業者総合支援事業により農業者や事業者が行う商品開発や販路形成の取組を支援します。併せて道の駅田原めっくんはうすにおいて 6 次産業化を促進するための加工施設の運営を行います。

また、平成 28 年度から始まった「渥美半島たはらブランド」事業では、令和 4 年



2月までに第12回の認定審査会を行い、140品を登録し、そのうちより付加価値の高い5品の加工品を「渥美半島たはらブランドプレミアム」として認定しています。この渥美半島たはらブランド認定品などを対象に、開発された商品のブラッシュアップや販路形成のためのアドバイスやマッチングを行います。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	商品開発・販路 形成支援 道の駅改修		→	→	→	→	→	→
渥美半島田原ブ ランド認定数	—	134品	140品	145品	150品	155品	160品	160品
取組主体	事業者（農業者、商工業者）、市、県							

※地域資源や地域特性を生かした優れた産品を認定した渥美半島田原ブランド認定数を指標にすることで、優れた6次産品の推移が分かり、より明確な6次産業化の促進の指標となるため変更

○農観連携*の推進

平成29年度から実施している観光体験博覧会「たはら巡り～な」を開催し、農業体験を始めとした渥美半島ならではの体験プログラムを継続・拡大していきます。事業者などと、生産・体験・食など様々な面で観光活用の可能性を幅広く検討していきます。



これらの取組により造成された観光メニューやツアーなどを渥美半島観光ビューローやDMOと連携し、旅行業者など

に対し幅広くPRを行い、市内滞在時間を延ばし、宿泊及び交流人口増に結び付けます。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	観光メニュー開 発・販売		→	→	→	→	→	→
「たはら巡り～ な」における観 光メニュー開発 数	—	40件	48件	51件	54件	57件	60件	60件
取組主体	事業者（農業者、商工業者、観光事業者）、市							

※観光メニュー開発数が、具体的に「たはら巡り～な」という事業名に決定し事業を開始したため変更

○産直機能の充実

産直施設は小規模農家などの収入源として、また、田原市の農業の魅力発信、農産物の販売拠点として一層の機能向上が求められています。

サンテパークたはらでは、多くの来園者へ田原市の農業を紹介するとともに、地域農産物の販売を行っています。今後も、施設の魅力向上を図るとともにイベントによる来園者の増加、施設のPRを促進し、農業、農畜産物の魅力発信、産直機能の向上を図っていきます。

市内の道の駅においては、平成30年3月に道の駅田原めつくんはうすでは、野菜や畜産物などの特産品開発、地域ブランド形成などを手掛ける拠点施設として、6次産業加工施設を設置し、野菜や畜産物の売り場を拡大するなどの機能向上を図っています。また、平成31年1月にあかばねロコステーションをフラワービジネスの発信拠点として機能向上を図っています。さらに、令和4年に市が伊良湖クリスタルポルトの建物を購入し、伊良湖地区の交通・観光振興拠点としての機能強化を図るとともに、農畜産物に水産物を加えた産直機能の向上を図っていきます。



今後は、市内にある関連施設がそれぞれの魅力を発揮し、市内全域での周遊性の向上・観光面の強化を図ることで、事業効果を高めていきます。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	商品開発・販路形成 支援		→	→	→	→	→	→
	道の駅改修	伊良湖クリ スタルポル ト改修	→	完了	—	—	—	—
市内の道の駅 の来場者数	145万人	109万人	135 万人	140 万人	150 万人	160 万人	170 万人	180 万人
取組主体	事業者（農業者、商工業者）、市							

※めつくんはうすとロコステーションの改修が終わったため、伊良湖クリスタルポルトの改修に変更

【背景】

- 人・モノ・情報などが大都市圏へ集中し、都市住民においては豊かな自然環境やゆとりある生活を求める傾向が強まる一方、農村においては人口流出や高齢化など、農業の担い手不足などが問題となっています。そのため、都市と農村の間の交流は様々な面で必要とされています。
- 経済の発展に伴い生活水準が向上し、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観の変化やライフスタイルなどの多様化が進んでいます。
- 普段の生活の中で花や自然に親しむ機会が減っており、日本一の花の産地として新たな花きの需要喚起が必要です。

【主な取組】

○都市と農村の交流拠点機能の強化

都市との交流拠点である「サンテパークたはら」の管理運営体制について、民間事業者等との連携や民間活用などを検討し、機能や魅力の向上を図ります。

また、新聞チラシやラジオなどによる周知方法のほかに、子育て世代など若い世代に有効なSNSを活用してより広く情報を発信し、多くの人々に来園を促します。都市地域からの来園者には、各種農業体験を通じて農業に親しむ機会を作り、全国トップクラスの農業産出額を誇る田原市の農業について周知・理解を図ります。



年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	都市と農村の交流		→	→	→	→	→	→
サンテパーク たはら利用者 数	48 万人	31 万人	32 万 人	34 万 人	35 万 人	36 万 人	38 万 人	39 万人
取組主体	J A、市							

※最終目標値が 53 万人だったが、コロナ以前の数字であるため、コロナ以前の入場者数を目標に変更

○食育の推進

「たはら食育推進計画 2026」に基づき、市民一人ひとりの「体」、「心」、「環境」の視点による健全な食生活の実践と、多様な関係者との連携により食育を推進します。

野菜ソムリエ団体「ベジエール渥美*」による保育園や認定こども園での食育活動を小学校にまで活動範囲を広げ、イベントを通じて多くの子供たちに食や農の大切さの意識付けを行います。



年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	食育体験		→	→	→	→	→	→
開催数	9回	9回	9回	10回	10回	11回	11回	12回
取組主体	農業者団体、J A、市民団体、市、広域							

○花育の推進

花や緑の美しさ、花のある優しさあふれる日常、花を贈る喜びや感動、生命や個性の大切さなど、花がもたらす豊かな心を育成するための花育教室を定期的で開催します。花育を通じて新たな花き需要の喚起や後継者の育成に結び付けるとともに、田原市が日本一の花の産地であることの理解成熟を図ります。



年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	花育体験		→	→	→	→	→	→
開催数	11回	18回	14回	14回	14回	14回	14回	14回
取組主体	農業者団体、J A、市民団体、花き販売店、市、広域							

8	農地中間管理機構と連携した基盤整備
---	-------------------

【背景】

- 経営形態の変化、経営規模拡大のため、農地の集積・集約化及び水利の見直しなどが地域の声として上がっています。
- 地形が悪い、水利がない、水はけが悪いなどの悪条件や後継者がいないため耕作がなされず、遊休農地となっている農地が増えています。
- 水田を畑地化することにより高収益作物への転換が図られ、経営拡大を望む担い手の耕作需要が見込まれます。
- 基盤整備事業により遊休農地を整備し、担い手への集積・集約化を行うことで、経営の規模拡大と効率化が図られます。
- 昭和40年代に水田として整備された和地太田地区は、施設園芸などに経営形態が移行した後、湿害により、22haもの農地が遊休農地として長年放置されてきました。そのため、農地中間管理機構と連携した基盤整備事業を実施することにより、生産性の高い農地へ整備し、遊休農地の解消を図ります。

【主な取組】

○和地太田地区における基盤整備

和地太田地区は新制度を活用し、農地中間管理機構と連携した基盤整備事業を実施します。

田原市においては、和地太田地区と同様に遊休農地を多く含む地域があるため、農地中間管理機構と連携した基盤整備事業を引き続き計画していくとともに、水田から畑地へと転換を図り、遊休農地の解消と合わせ、生産性向上と担い手への農地の集積・集約化に取り組みます。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024 (最終)
内容	和地太田地区の 基盤整備事業		→	→	完了
整備面積 (累計)	—	7ha	14ha	21ha	23ha
取組主体	農業者、県、土地改良区、市、農業委員会、農地中間管理機構、JA				

9	良好な農地の維持・保全
---	-------------

【背景】

- 農地は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能*を有しており、その効果は広く地域全体が享受しています。
- 近年、農村地域における高齢化や後継者不足などにより、地域資源としての農地、水路、農道などの保全管理は、農業を営む一部の担い手農家だけでは賄いきれない状況となってきました。
- 地域全体で農地を保全管理していくことが不可欠となっており、農業者以外にも共同活動に参加しています。
- 後継者がいないなど管理する人がいない農地はそのままでは荒廃地となり、農地が持つ多面的機能を維持できなくなるとともに、農地として適正な利用ができなくなります。
- 農地を保全するには、地域の担い手に農地を集積・集約し、農地を有効活用するとともに、担い手の経営規模拡大・効率化を図ることが有効です。

【主な取組】

○地域全体で取り組む農地の保全

農地が持つ多面的機能を発揮するため、地域の共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

現在、19組織の活動により、市内農用地のほぼ全域が保全管理されており、今後も全19組織が活動できるよう、多面的機能支払交付金を活用した支援を行っていきます。



年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	農地を保全する活動組織の支援		→	→	→	→	→	→
活動組織数	19 組織	19 組織	19 組織	19 組織	19 組織	19 組織	19 組織	19 組織
取組主体	農業者、地域、県、市、土地改良区							

○農地の有効利用の推進

農業者の高齢化が進み、後継者のいない農地や離農などによって利用されないままの農地は遊休化する前に貸し手と借り手のマッチングに努め、農地の利用調整を図ります。

また、人・農地プラン（地域計画）の策定により、地域における将来の農地利用の姿を明確にし、地域内外から農地の受け手（担い手）を幅広く確保しつつ、農地・園芸施設バンク事業、農地中間管理事業などを活用し、農地の集積・集約化を図ります。

年度	策定時 (2016)	現状値 (2021)	2022	2023	2024	2025	2026	2027 (最終)
内容	農地の集積・集約化		→	→	→	→	→	→
市内耕地面積 に対して、担 い手がこれま で集積・集約 化した農地の 総面積の割合	55%	65%	65%	66%	70%	74%	78%	80%
取組主体	農業者、市、農業委員会、農地中間管理機構、J A							

※最終目標値は、2022年3月に改定された農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に合わせて変更

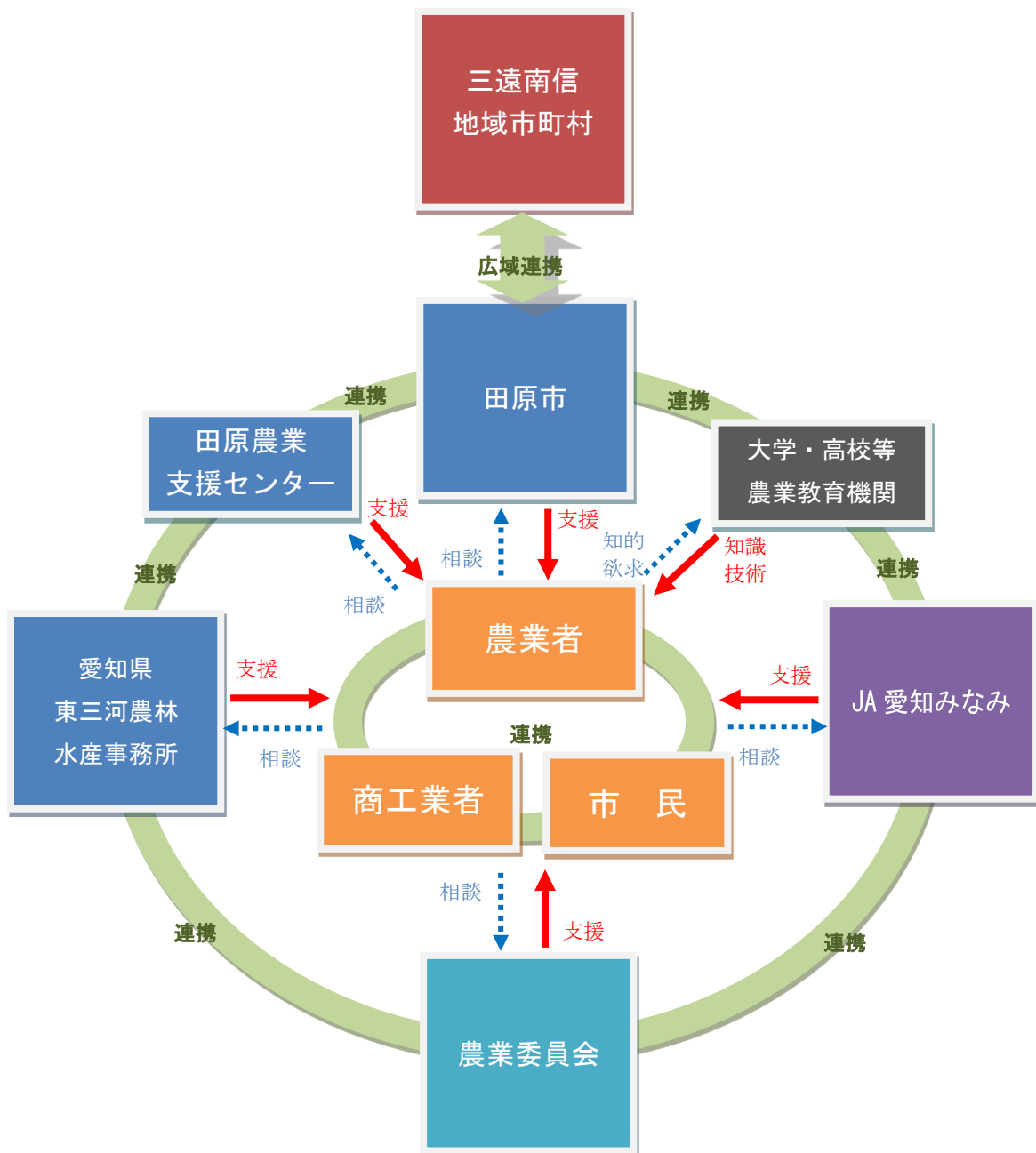
第7章 たはら農業プランの推進に向けて

たはら農業プランの推進

前章までに整理した基本施策を実行し、将来像『日本一元気で魅力的な農業』を実現するため、基本施策の推進体制と関係者の役割分担、基本施策の進行管理の方法を示します。

(1) 基本施策の推進体制と役割分担

農業の実施主体である農業者を中心として、各関係主体の連携・相談・支援体制により、『日本一元気で魅力的な農業』を目指します。



(2) たはら農業プランの進行管理

プランの進捗状況や実効性を確認するため、年度ごとにたはら農業プランに掲げた重点プロジェクトの取組状況について事業実施団体などへのヒアリング及び評価を行い、田原市担い手育成総合支援協議会に報告するとともに、その結果を翌年度以降の事業立案などに反映させていきます。

參考資料

たはら農業プラン策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成29年度に策定した「たはら農業プラン」の改定作業を実施するため、「たはら農業プラン改定委員会(以下「委員会」という。)」を設置し、その必要事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 国・県の動向に係る田原市農業への影響調査、田原市の農業振興に係る課題の整理に関すること。
- (2) 田原市農業の将来像を見据えた具体的な農業施策の整理及び目標の設定に関すること。
- (3) 新たな重点プロジェクトの改定に関すること。
- (4) 農家・農業関係者・行政による農業振興に資する行動の促進に関すること。
- (5) その他実行計画の実現に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員の任期は、施行の日から令和5年3月31日までとする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任されるものとする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときには関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、田原市産業振興部農政課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(効力の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

たはら農業プラン策定委員名簿

委 員

所 属	職 名	氏 名	備 考
愛知みなみ農業協同組合	代表理事専務	木村 俊晴	
田原市農業委員会	会長	山本 貢司	
田原市認定農業者連絡会	会長	仲谷 吉弘	
国立大学法人豊橋技術科学大学	特任准教授	山内 高弘	
愛知県農業経営士協会東三河支部田原分会	副分会長	荒木 和人	
田原市青年農業士会	会長	河合 佑典	
田原市4Hクラブ連絡協議会	会長	鈴木 大地	
愛知県農村生活アドバイザー協会 田原支部	会長	稲垣 瑞恵	
農村輝きネット・あつみ	会長	青木 利苗	
東三河農林水産事務所 農政課	課長	西脇 謙二	
東三河農林水産事務所 建設課	課長	河合 俊行	
東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課	課長	佐原 茂樹	
田原市土地改良区	理事長	小久保 武彦	
田原市 産業振興部	部長	鈴木 隆広	委員長
田原市 産業振興部	技監	柿崎 新之助	

農業に関するアンケート

各設問の該当する項目の にチェック✓又は、記入をお願いします。

1. お住まい	田原市 _____ 町 _____
2. 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3. 年齢	1 <input type="checkbox"/> 30歳未満 2 <input type="checkbox"/> 30歳から39歳 3 <input type="checkbox"/> 40歳から49歳 4 <input type="checkbox"/> 50歳から59歳 5 <input type="checkbox"/> 60歳から69歳 6 <input type="checkbox"/> 70歳から79歳 7 <input type="checkbox"/> 80歳以上
4. あなたの経営分類	1 <input type="checkbox"/> 専業農家 2 <input type="checkbox"/> 第1種兼業農家(農業所得が農外所得より主) 3 <input type="checkbox"/> 第2種兼業農家(農外所得が農業所得より主) 4 <input type="checkbox"/> その他(自給的農家など)
5. あなたの経営規模	1 <input type="checkbox"/> 30a 未満 2 <input type="checkbox"/> 30a 以上50a 未満 3 <input type="checkbox"/> 50a 以上1ha 未満 4 <input type="checkbox"/> 1ha 以上5ha 未満 5 <input type="checkbox"/> 5ha 以上10ha 未満 5 <input type="checkbox"/> 10ha 以上
6. 認定農業者について	1 <input type="checkbox"/> 認定農業者である 2 <input type="checkbox"/> 認定農業者ではない
7. 農業年間売上	1 <input type="checkbox"/> なし 2 <input type="checkbox"/> 自家消費 3 <input type="checkbox"/> 1千万円未満 4 <input type="checkbox"/> 1千～3千万円 5 <input type="checkbox"/> 3千～5千万円 6 <input type="checkbox"/> 5千～1億円 7 <input type="checkbox"/> 1億円以上
8. 労働力・実習生	1 家族(本人含む) _____ 人 2 正社員 _____ 人 3 パート・アルバイト _____ 人 4 日本人研修生 _____ 人 5 外国人技能実習生または特定技能 _____ 人 6 その他 _____ 人
9. 後継者の有無	1 <input type="checkbox"/> 後継者が農業をしている→(2 <input type="checkbox"/> 40歳以上・3 <input type="checkbox"/> 39歳以下) 4 <input type="checkbox"/> 後継候補者がいる 5 <input type="checkbox"/> 後継者がいない 6 <input type="checkbox"/> その他()
10. 経営形態	(現在) 1 <input type="checkbox"/> 個人 2 <input type="checkbox"/> 法人 3 <input type="checkbox"/> その他() (10年後) 4 <input type="checkbox"/> 個人 5 <input type="checkbox"/> 法人 6 <input type="checkbox"/> その他()

※アンケートで得られた個人情報については、目的外には使用いたしません。

11. あなたの現在の作物、規模についてお聞かせ下さい。(複数回答可)

- 1 水稲 (作付面積 町 反・ ha)
- 2 露地野菜(作物名) (作付面積 町 反・ ha)
- 3 施設野菜(作物名) (作付面積 坪・ m²)
- 4 施設花き(作物名) (作付面積 坪・ m²)
- 5 酪農 (飼養頭数 頭)
- 6 肉用牛(飼養頭数 頭)
- 7 養豚 (飼養頭数 頭)
- 8 養鶏 (飼養羽数 羽)
- 9 養鶉 (飼養羽数 羽)
- 10 果樹 (作物名) (作付面積 町 反・ ha)
- 11 その他(作物名) (作付面積)

12. 出荷・販売方法についてお尋ねします。

- 1 JAへ出荷している
- 2 JA以外へ出荷している
- 3 JA、JA以外の両方に出荷している。
- 4 個人取引・その他(産直施設、通信販売等)
- 5 出荷・販売はしていない

13. 今後(おおむね10年間)のあなたの農業経営規模についてどのように考えていますか。

※拡大、または縮小を考えている方は希望面積まで記入をお願いします。

- 1 経営規模を拡大していく ⇒ 拡大希望面積(+ m²)
- 2 経営規模を縮小していく ⇒ 縮小希望面積(- m²)
- 3 現状維持
- 4 廃業する
- 5 その他()

14. 10年以内に、新たな経営の取り組みを予定していますか?(複数回答可)

- 1 規模拡大(農地取得、利用権設定など)
- 2 新たな作物の開始、経営の複合化など
- 3 少量多品種栽培
- 4 新技術導入(省エネ、効率化、多収生産など)
- 5 農業生産工程管理(GAP)の導入
- 6 有機JASの認証
- 7 農産物等の加工・販売(6次産業化)
- 8 農産物等を使った農家レストラン経営
- 9 観光農園
- 10 ブランド化の推進
- 11 通信販売
- 12 農山漁村滞在型旅行(農泊)の取組
- 13 自ら生産した農産物等を海外に輸出
- 14 予定していない(現状維持)
- 15 その他()

15. 新規就農を希望する若者を受け入れた実績や、受け入れの意向はありますか？

実績 1□ あり 2□ なし

意向 3□ 宿泊も含め自宅で受け入れできる 4□ 農業指導だけなら受け入れできる
5□ 受け入れはできない 6□ その他()

16. あなたの農業経営で、女性が担っている役割はどのような分野ですか？(複数回答可)

1□ 栽培管理 2□ 販売 3□ 経理 4□ なし 5□ その他()

17. 保有する農地に耕作放棄地がありますか？ ご自身で解消できますか？

1□ あるが解消できる 2□ あるが解消できない 3□ なし 4□ 分からない

18. 10年以内で、あなたの農業経営において最も課題となるのは何ですか？

1□ 労働力の確保 2□ 農地の確保 3□ 販路の確保 4□ 後継者の確保
5□ 新しい栽培技術の導入 6□ ICTや省力化機械等の導入 7□ 資金の確保
8□ その他()

19. この地域で取り組む「環境と調和した持続可能な農業生産」において、最も優先して取り組むべきことは何だと思えますか？

1□ 適正な量の施肥 2□ 適正な農薬の使用 3□ 農業廃棄物の処分
4□ 土作り 5□ 悪臭 6□ なし 7□ その他()

20. この地域の農業基盤の整備において、最も優先すべき事業は何だと思えますか？

1□ 区画の大規模化 2□ 用水路の整備 3□ 排水路の整備 4□ 水田の畑地化
5□ 農道整備(舗装含む) 6□ なし 7□ その他()

21. この地域の農業で、最も優先して取り組むべきことは何だと思いますか？

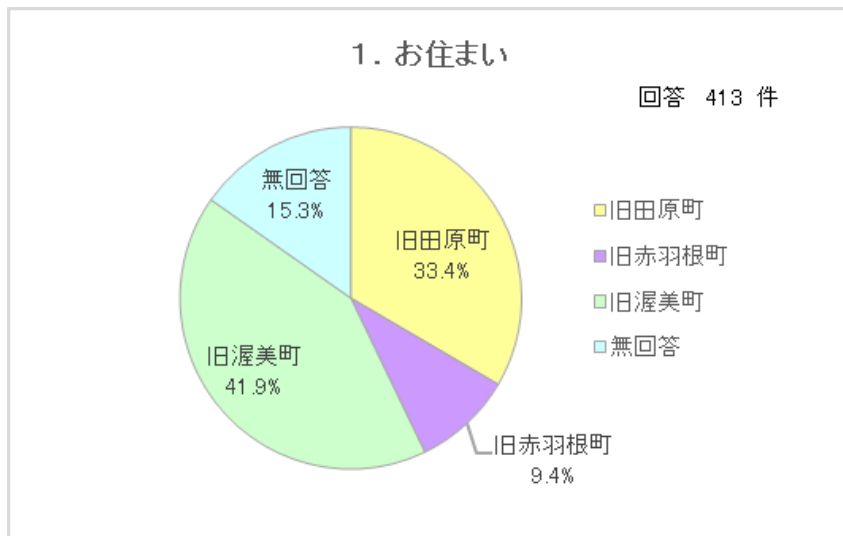
- 1 パート、外国人研修生等の労働力の確保
- 2 地域農業の中心となる経営者の育成
- 3 新規就農者の育成
- 4 法人化
- 5 集出荷施設・流通施設等の整備
- 6 産地ブランド力の強化
- 7 土地改良事業(用水路・排水路・農道等の整備含む)
- 8 地域農業の生産の中心となる経営体への農地の集約化
- 9 農商工連携・6次産業化の推進
- 10 脱炭素農業の推進
- 11 土作りや減農薬など環境に配慮した農業の推進
- 12 ITや省力化機械等の導入によるスマート農業の推進
- 13 その他()

最後に、今後の地域農業のあり方等に関するご意見、お考え等がありましたらお聞かせ下さい

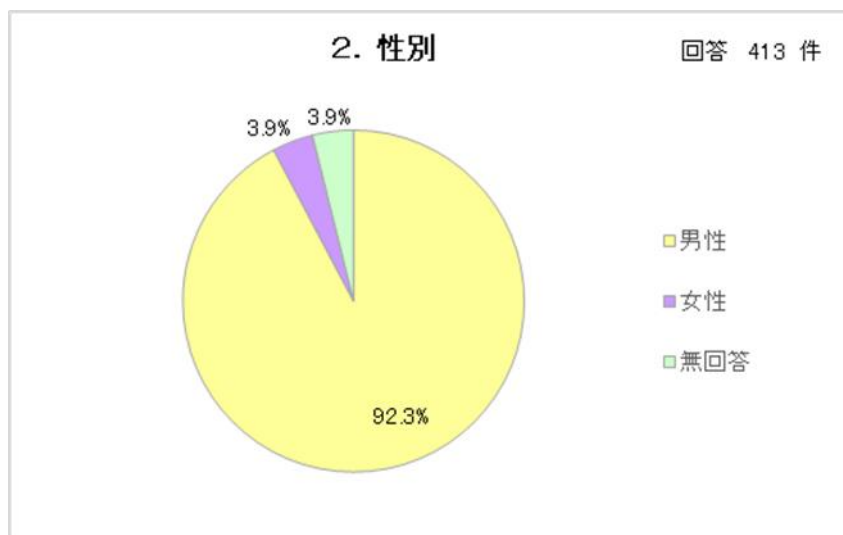
アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

農業に関するアンケート

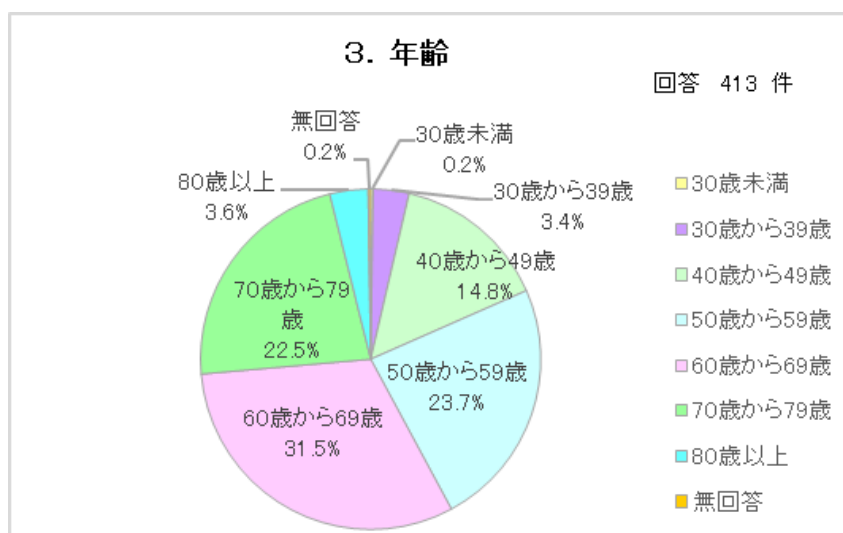
1. お住まい



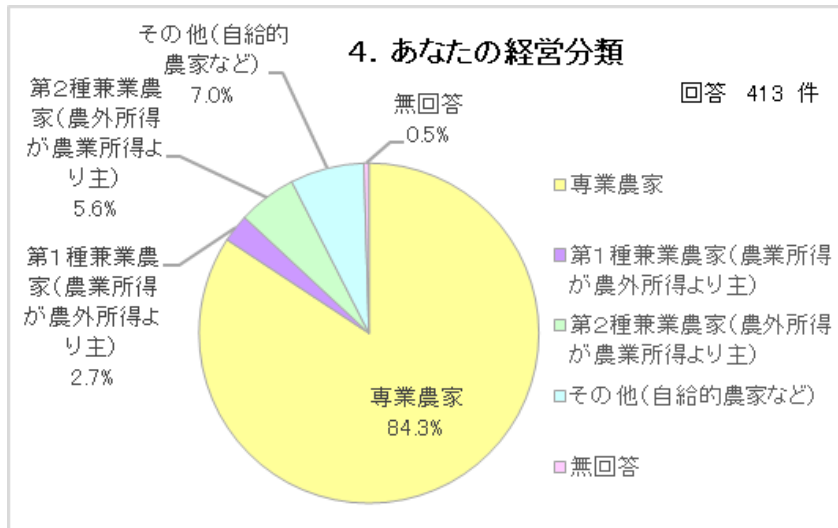
2. 性別



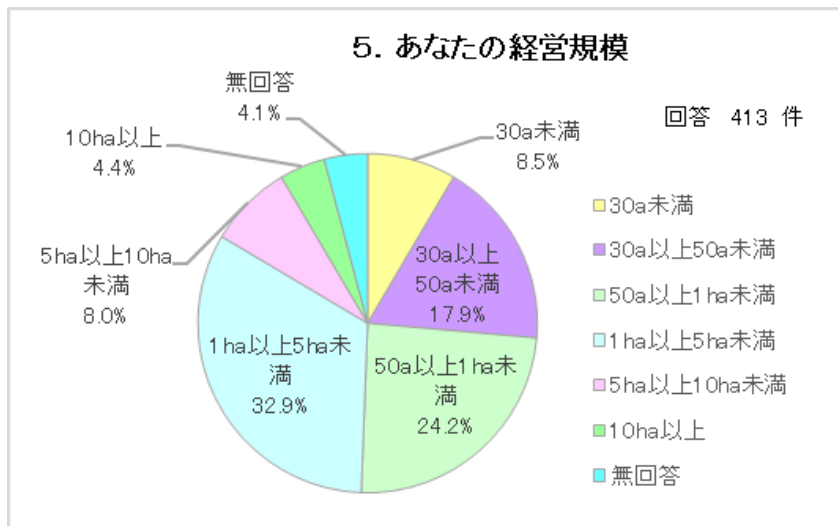
3. 年齢



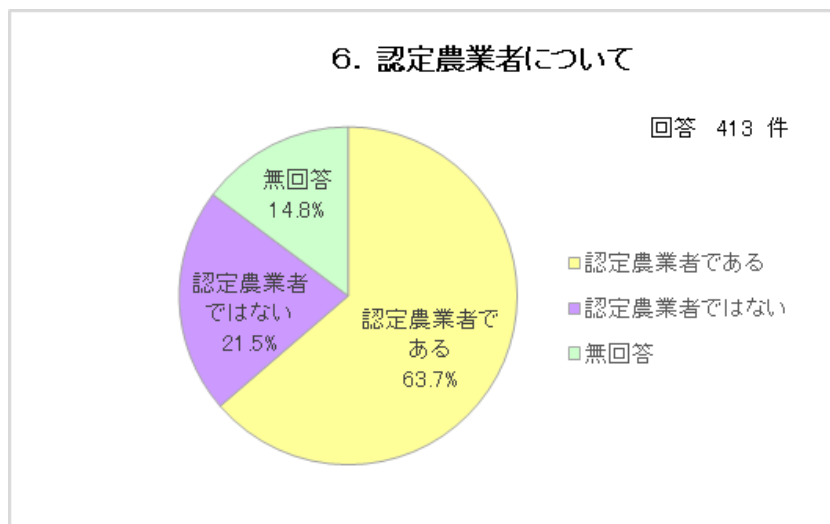
4. あなたの経営分類



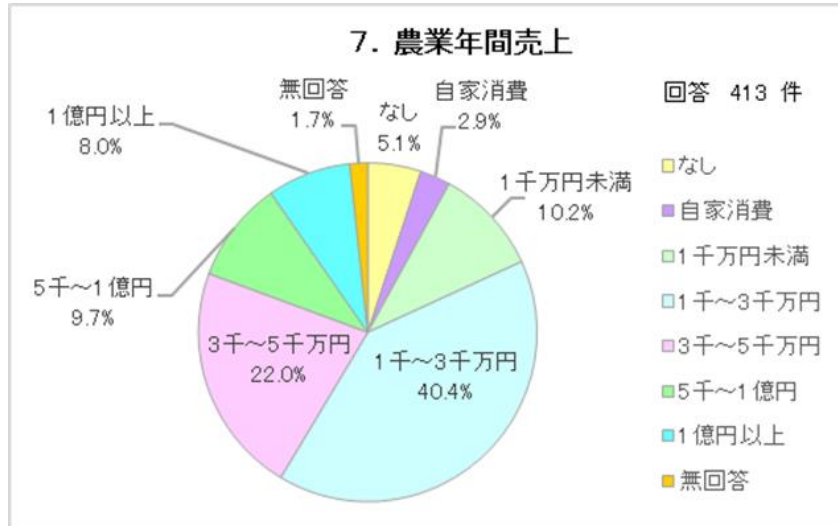
5. あなたの経営規模



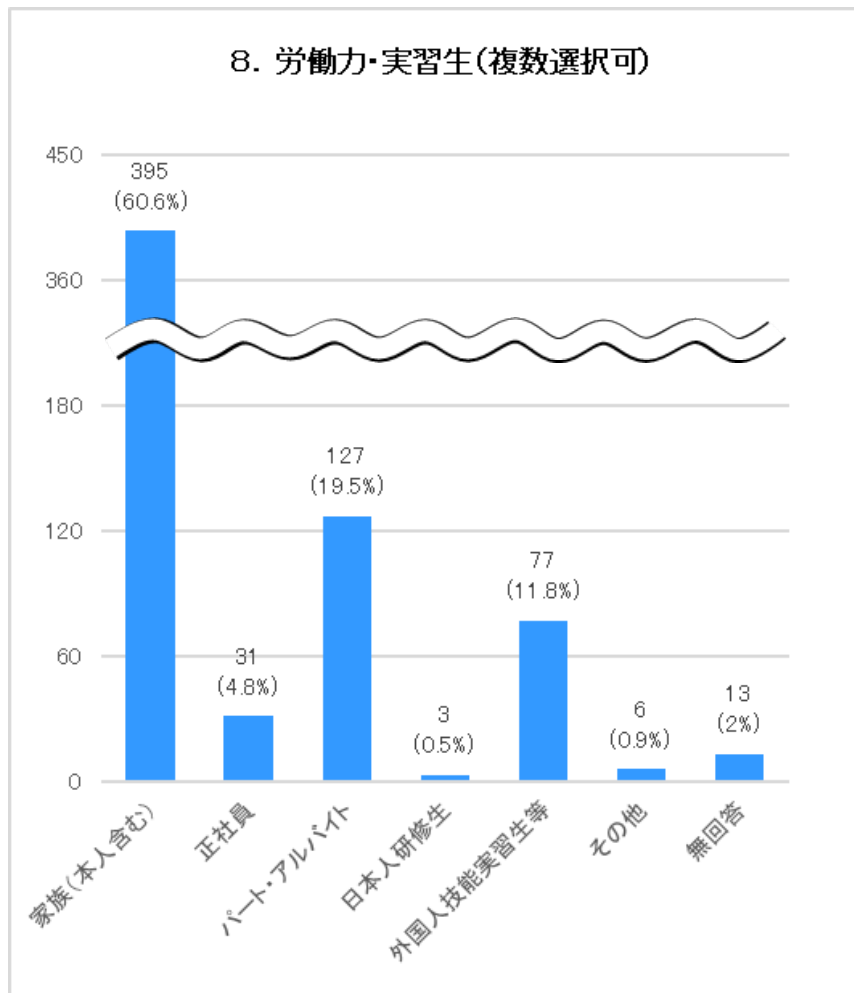
6. 認定農業者について



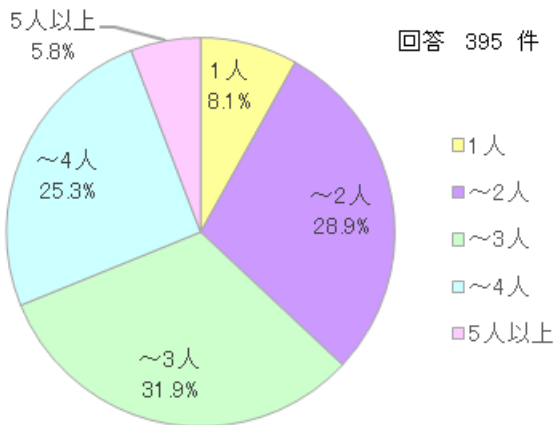
7. 農業年間売上



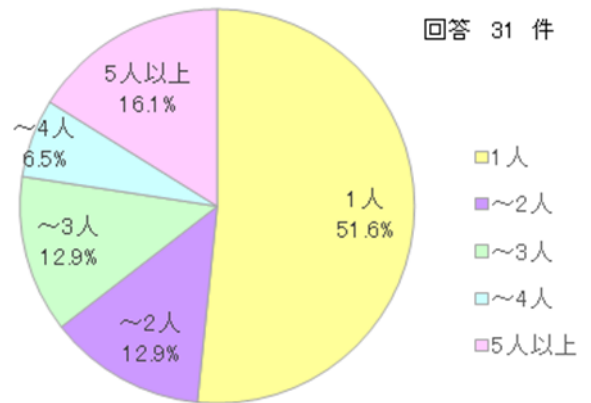
8. 労働力・実習生



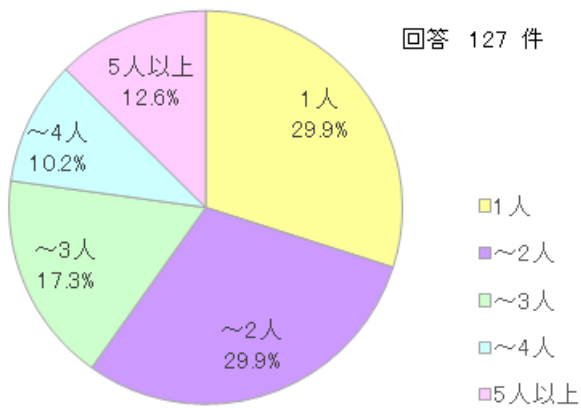
8. 労働力・実習生(家族)



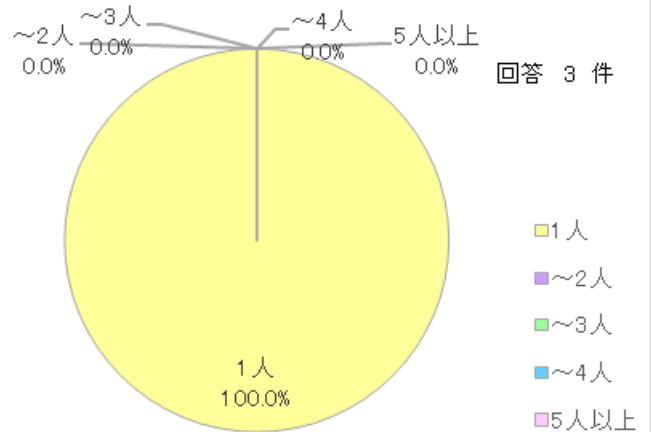
8. 労働力・実習生(正社員)



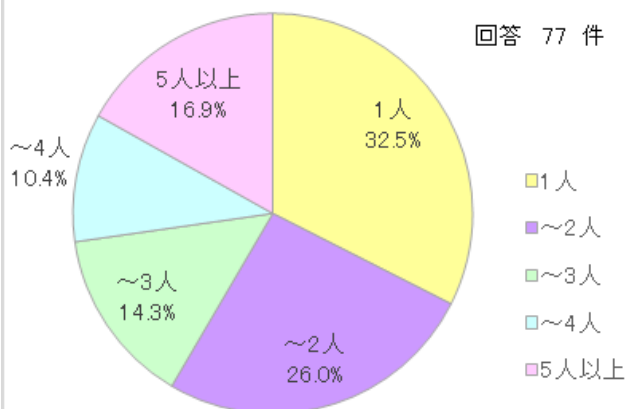
8. 労働力・実習生(パート・アルバイト)



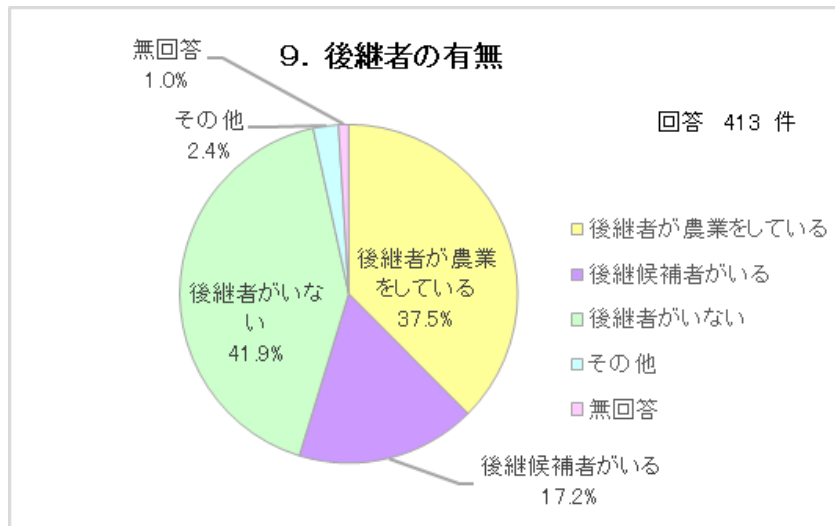
8. 労働力・実習生(日本人研修生)



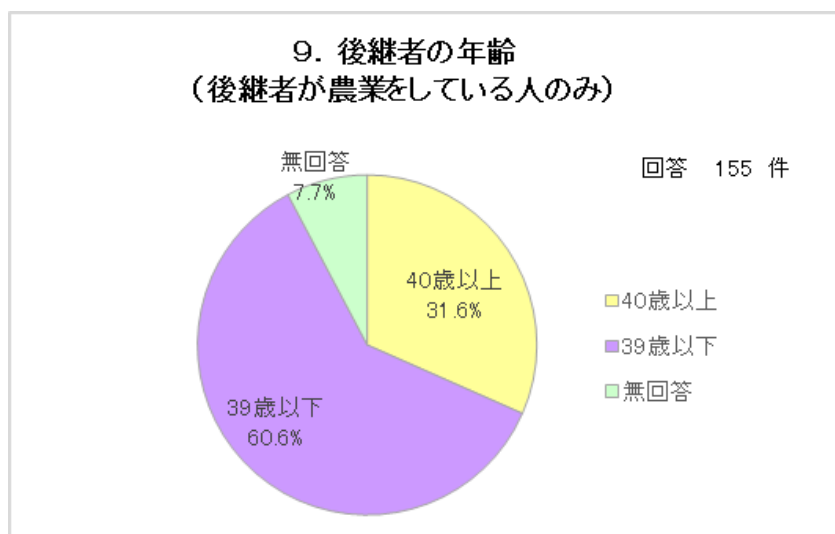
8. 労働力・実習生(外国人技能実習生)



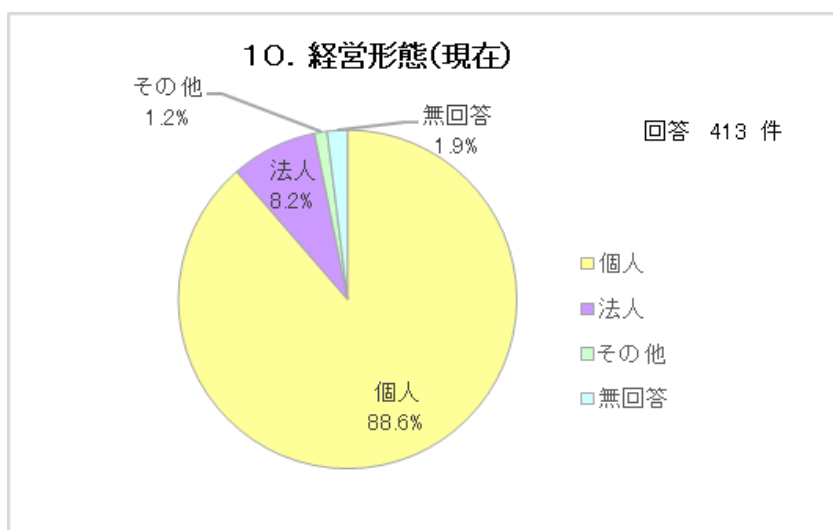
9. 後継者の有無

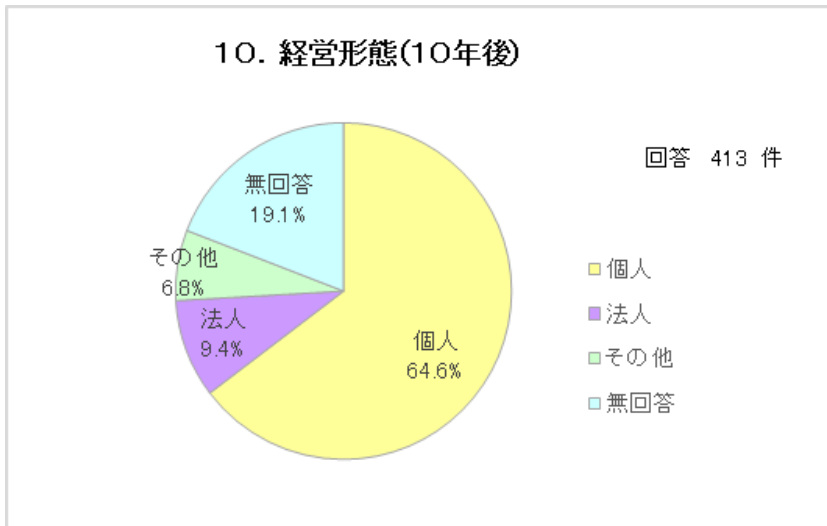


9. 後継者の年齢 (後継者が農業をしている人のみ)

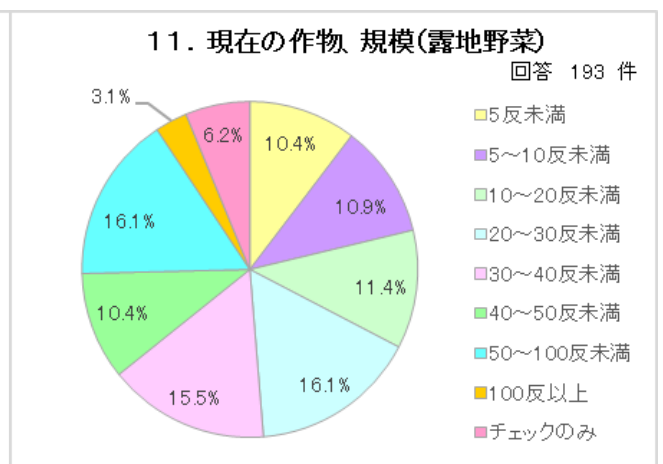
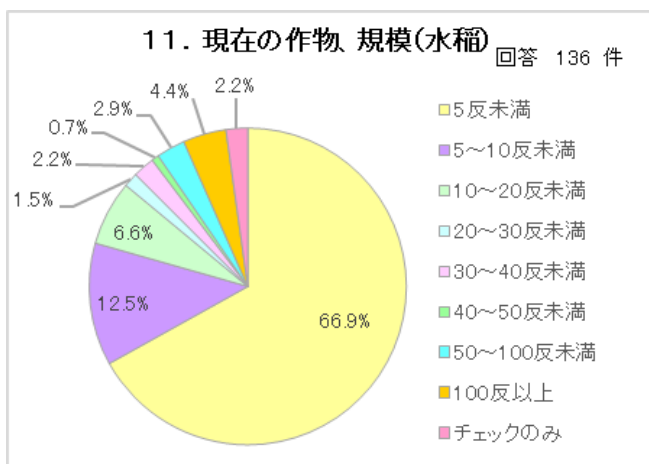
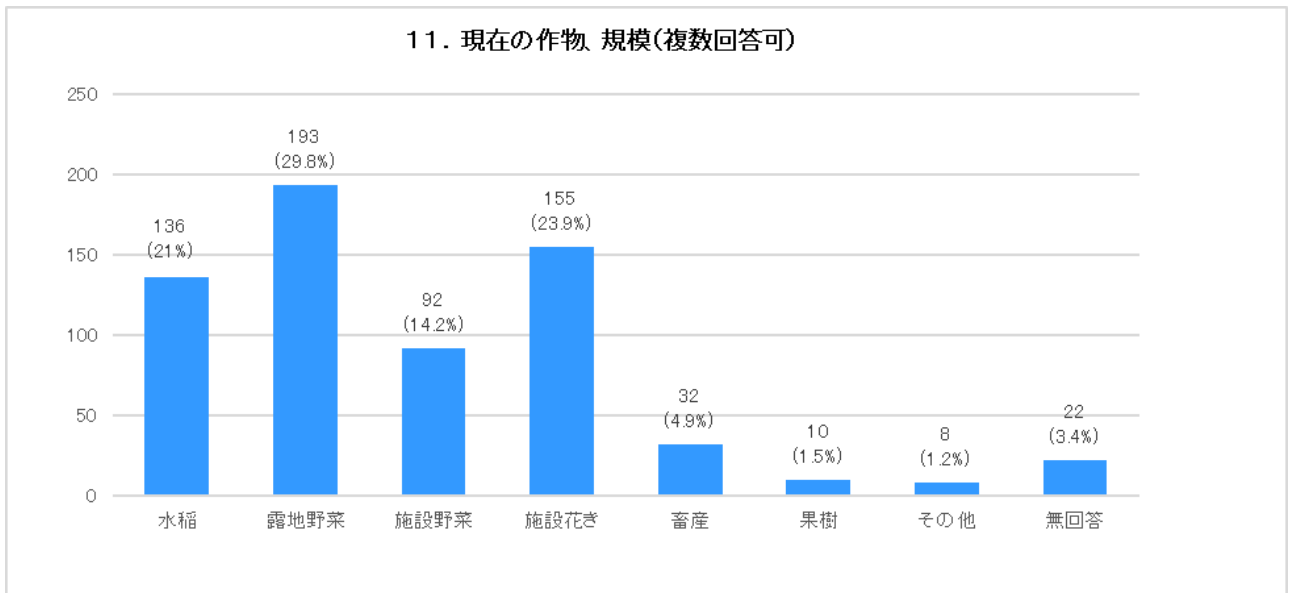


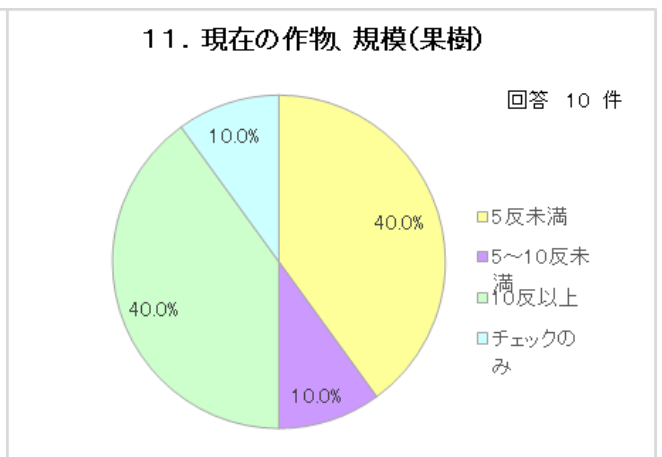
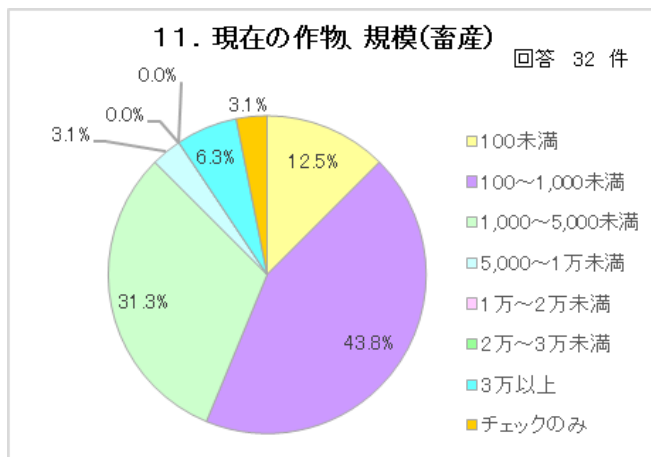
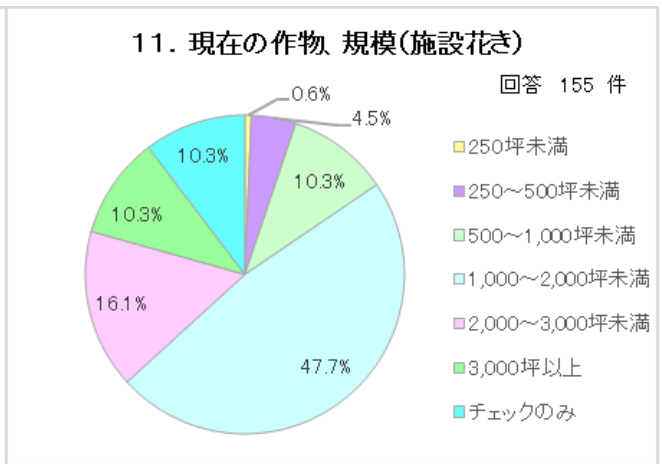
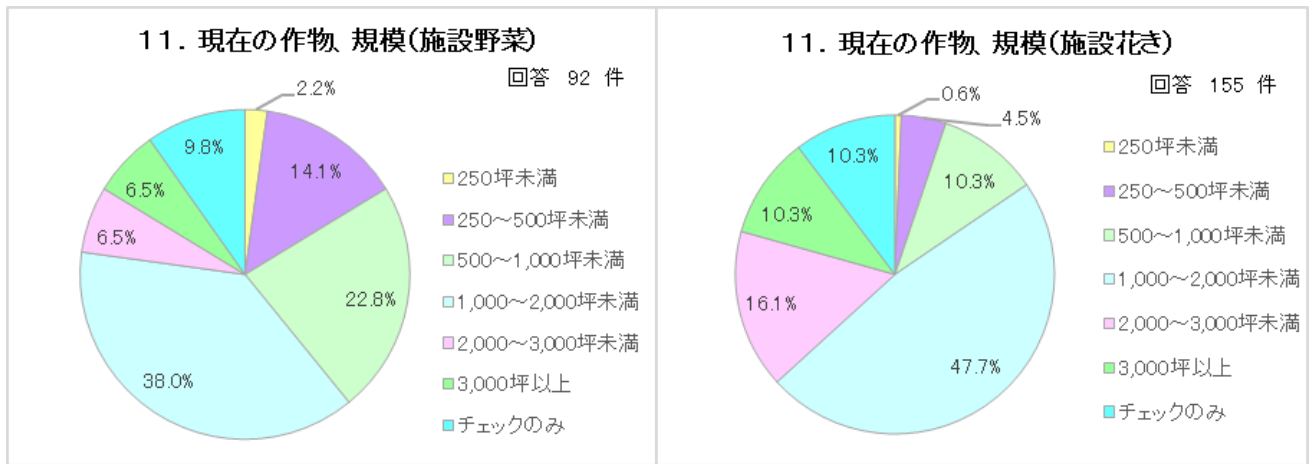
10. 経営形態



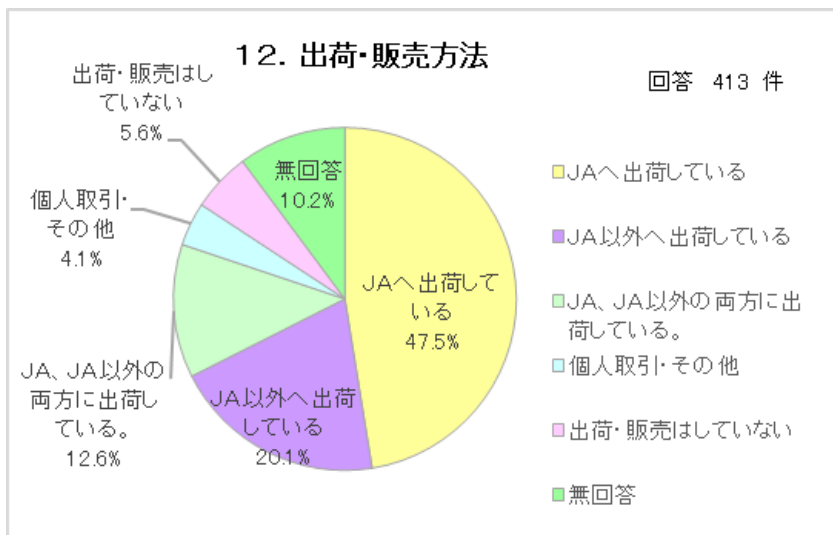


11. あなたの現在の作物、規模についてお聞かせ下さい。(複数回答可)

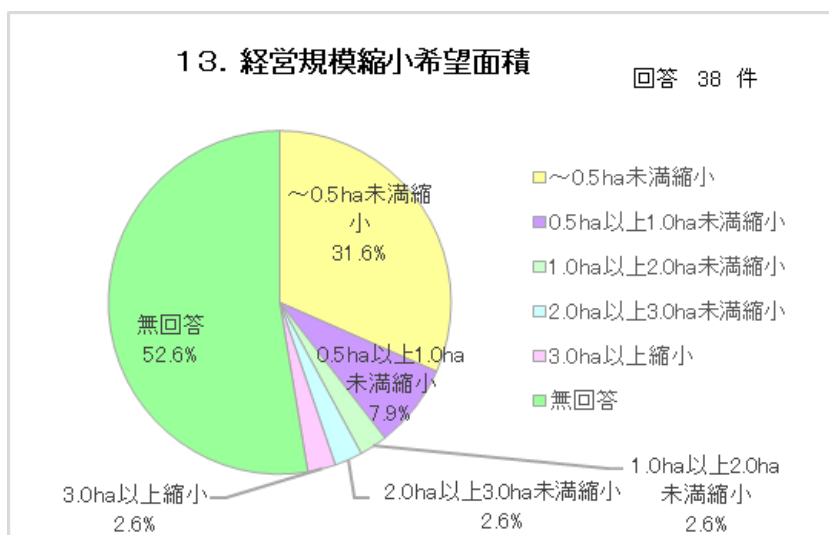
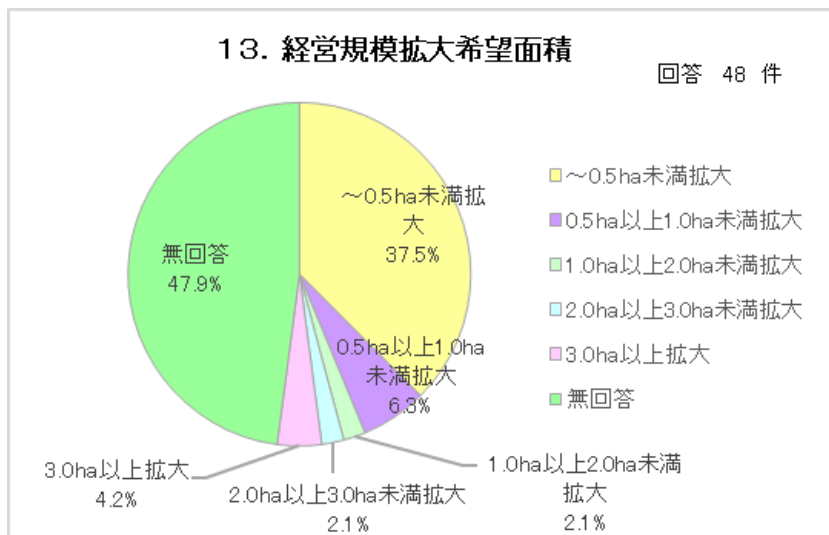
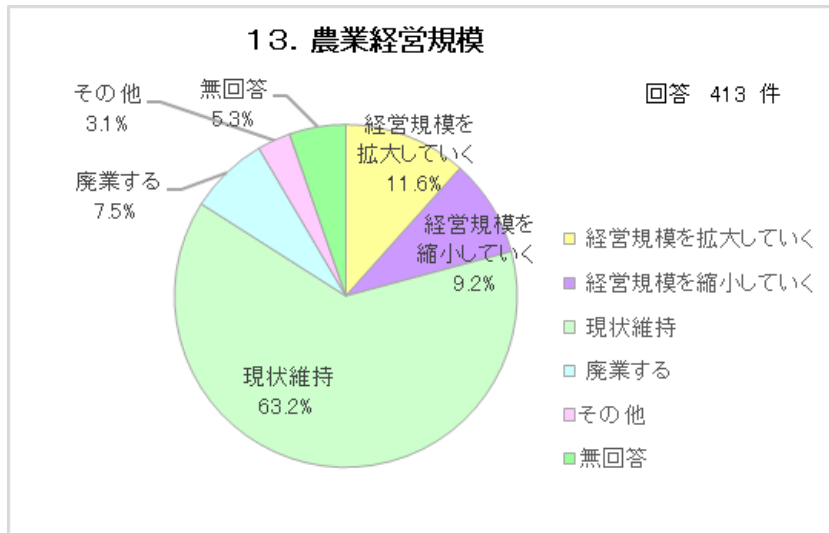




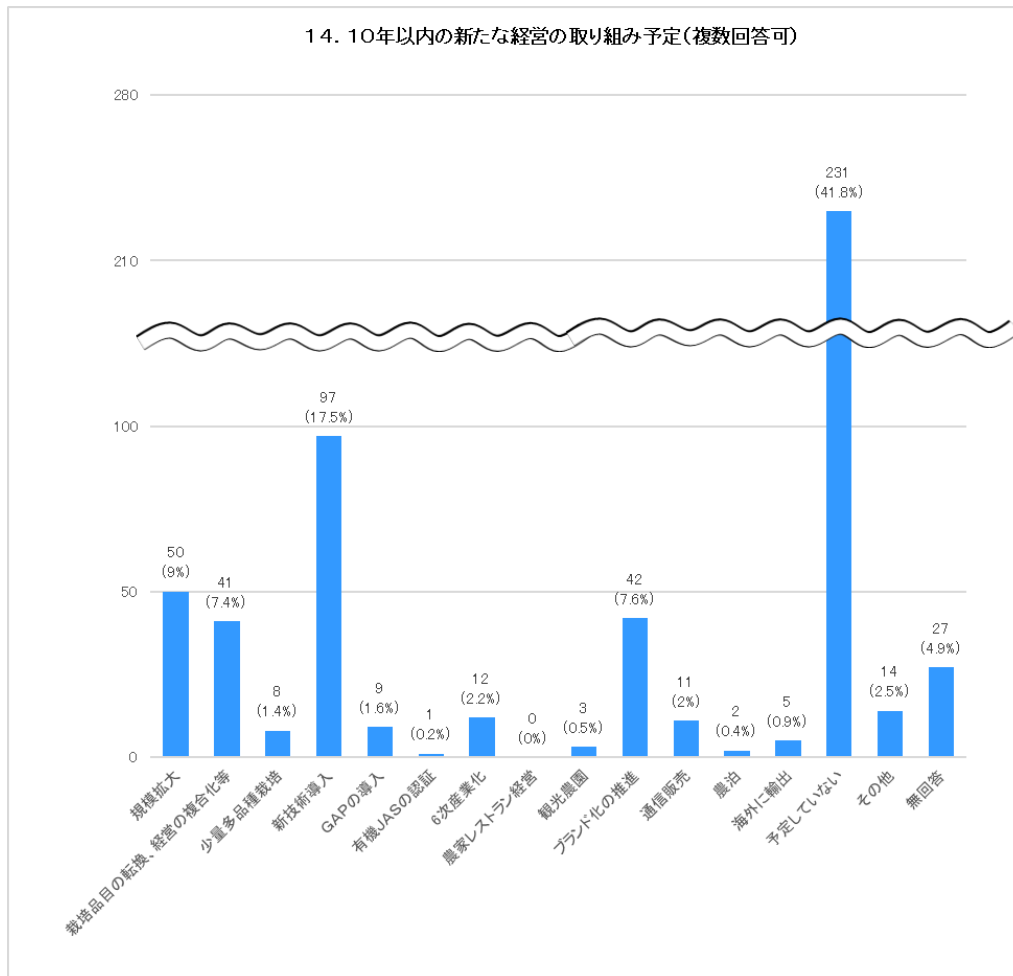
12. 出荷・販売方法についてお尋ねします。



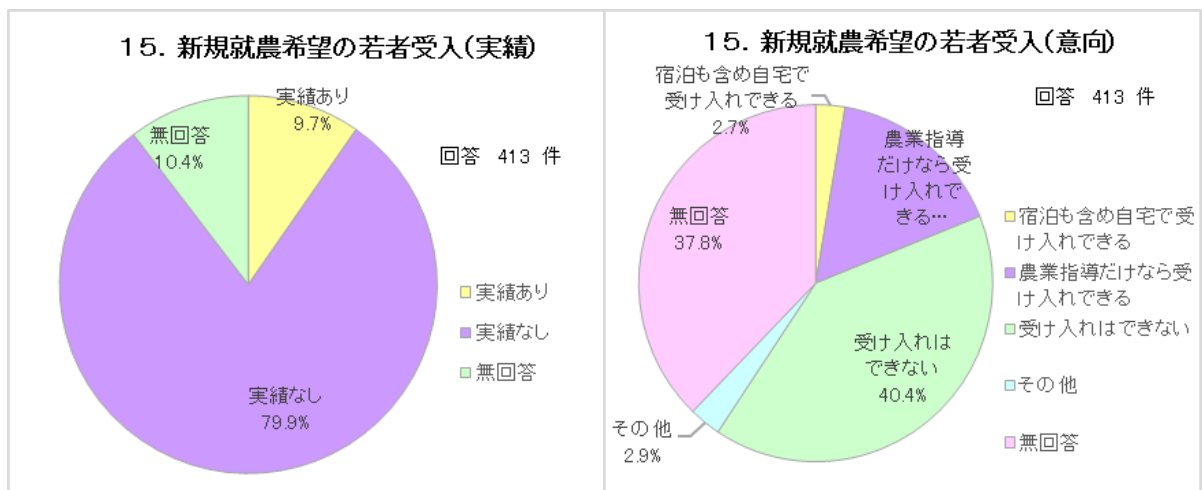
13. 今後(おおむね10年間)のあなたの農業経営規模についてどのように考えていますか。



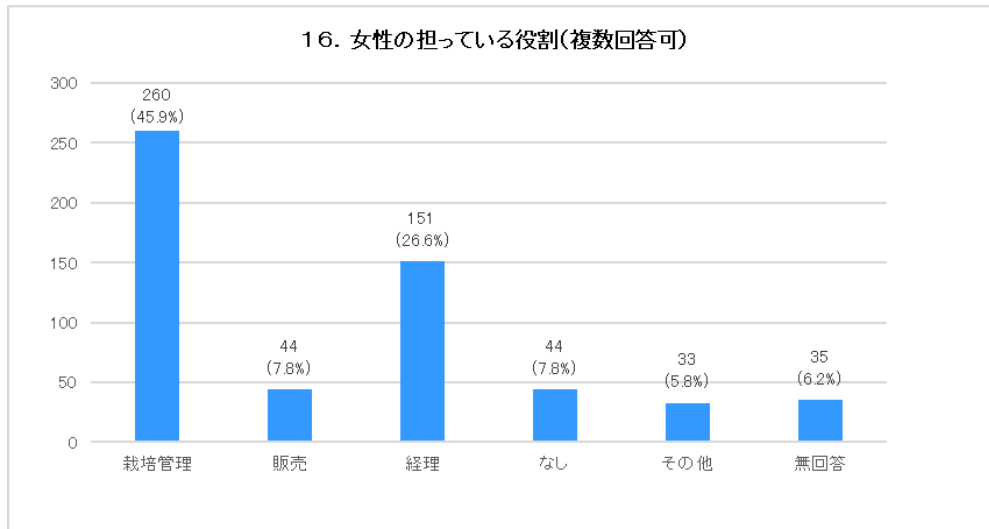
14. 10年以内に、新たな経営の取り組みを予定していますか？（複数回答可）



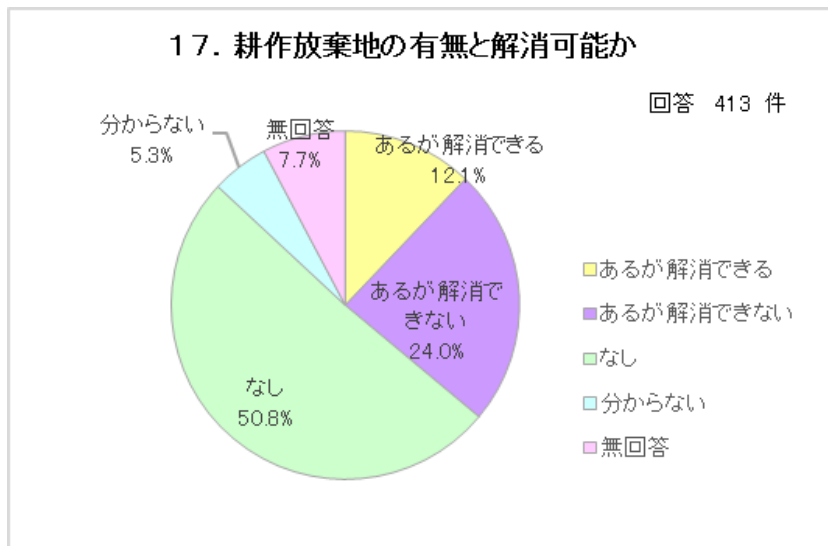
15. 新規就農を希望する若者を受け入れた実績や、受け入れの意向はありますか？



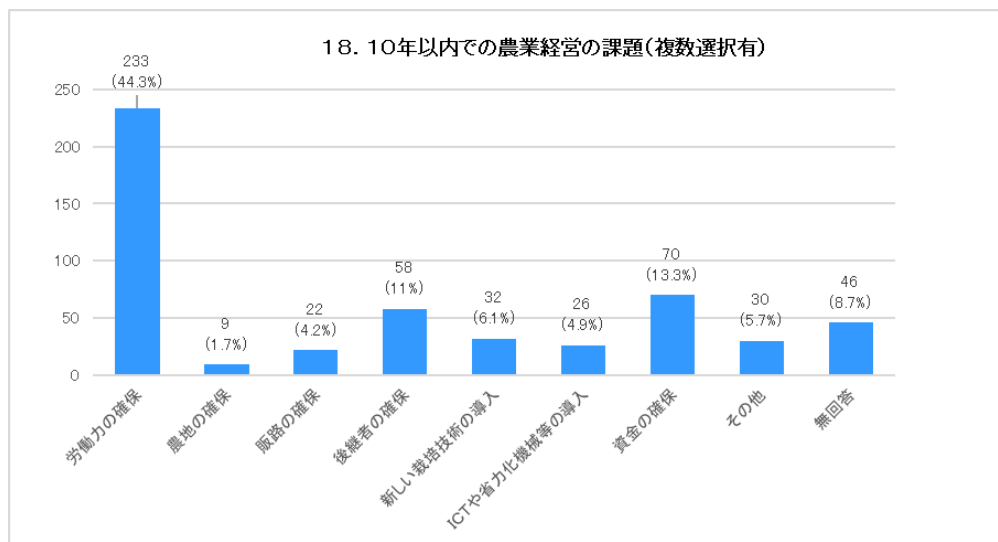
16. あなたの農業経営で、女性が担っている役割はどのような分野ですか？（複数回答可）



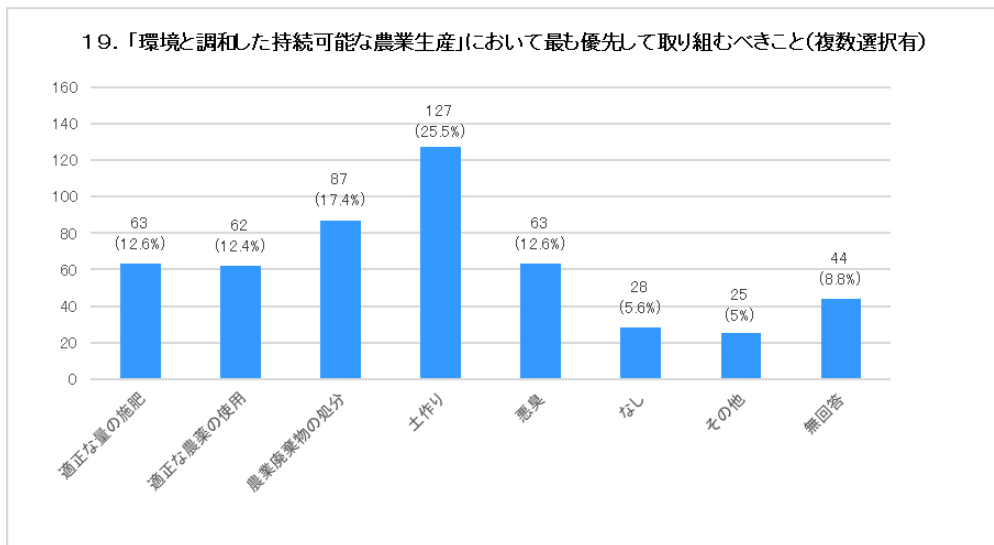
17. 保有する農地に耕作放棄地がありますか？ ご自身で解消できますか？



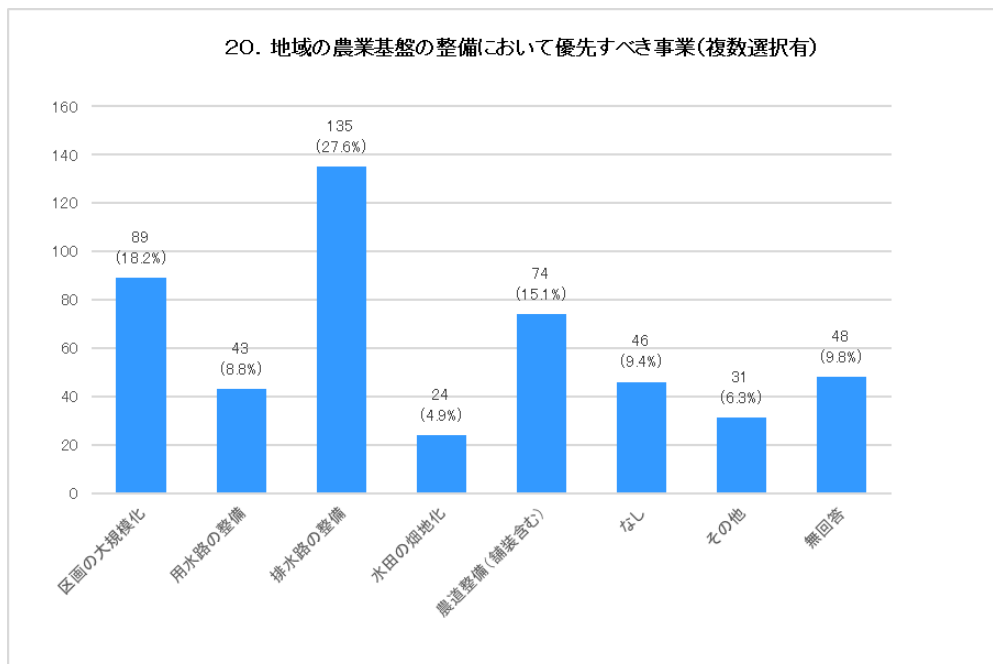
18. 10年以内で、あなたの農業経営において最も課題となるのは何ですか？（複数選択有）



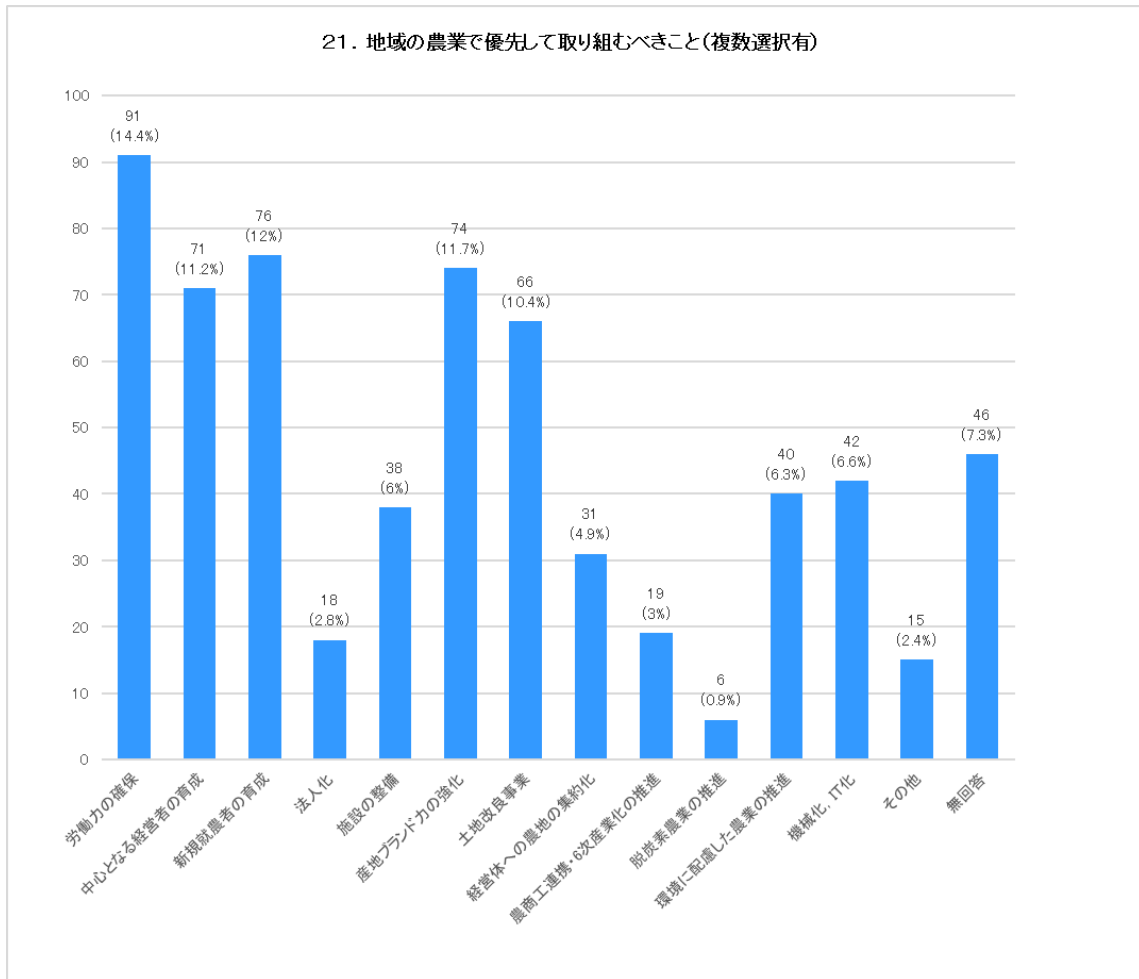
19. この地域で取り組む「環境と調和した持続可能な農業生産」において、最も優先して取り組むべきことは何だと思えますか？（複数選択有）



20. この地域の農業基盤の整備において、最も優先すべき事業は何だと思えますか？（複数選択有）



21. この地域の農業で、最も優先して取り組むべきことは何だと思えますか？（複数選択有）



用語集(五十音順)

1

4 H クラブ

「実践を通して自らを磨き、優れた農業経営者及び社会人になるとともに、お互いに力を合わせてより良い農村・地域社会を築いていくこと」を目的とし、20歳代を中心とした若手農業者によって組織され様々な活動を行っている団体。

6 次産業化

農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

A

A I

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。

D M O

Destination Management Organization の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。

G A P

Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

I C T

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

I o T

Internet of Things の略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。

S D G s

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体で取り組む持続可能な開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

あ

あいち型産地パワーアップ事業

本県農業の生産力の強化を図るため、地域が一体となって策定した「産地戦略」に基づく栽培施設や共同利用施設の整備や改修、高性能な農業機械の導入などに対する支援事業。

渥美半島たはらブランド

市内外への情報発信を行うことにより、地域経済の発展及び田原市の知名度向上に寄与することを目的とし、田原市の地域資源や地域特性を生かした優れた産品を「渥美半島たはらブランド」として認定するもの。

エコフィード

食品残さ等を有効活用した飼料。環境にやさしい (ecological) や節約する (economical) 等を意味するエコ (eco) と飼料を意味するフィード (feed) を併せた造語。

か

外国人技能実習生

諸外国の青壮年を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を習得してもらう「外国人技能実習制度」を利用して、日本の企業などで技術、技能を身につけるために日本に来ている外国人。(旧名：外国人研修生)

花き

観賞用に供される植物をいう。具体的には切花、鉢物、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類をいう。食生活の範囲の中で選択される野菜・果物と異なり、花きは冠婚葬祭、贈答用、装飾等、様々な使われ方をしている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

観光農園

農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を觀賞させて代金を得ている事業。

基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者。

経営耕地面積

農家が経営する耕地の面積。

(農業)経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷頭羽数等、一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等)、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。

広域狩猟連合

狩猟道德の向上、野生鳥獣の保護、有害鳥獣駆除及び狩猟の適正化を図り、狩猟の健全な発達と生活環境の改善に資することを目的としている。一般社団法人大日本猟友会、各都道府県猟友会、地域の狩猟愛好者団体の3層構造になっている。

耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜用飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。中でも、飼料イネは転作田を水田として活用でき、かつ稲作用機械で管理できることから、作付面積が急激に拡大し、注目されている。

雇用就農

新規就農者の形態の一つで調査期日前の1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することになった者。

混住化

農業集落において、農家と農家以外(土地持ち非農家及び非農家)が混在することをいう。

さ

三遠南信(さんえんなんしん)

東海地方・甲信地方の一角で、愛知県の東三河地方、静岡県の遠州地方(西遠、中遠)、長野県の飯伊地域(南信州=信濃の南部)の県境を跨いだ地域の呼称。

産地生産基盤パワーアップ事業

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対する総合的な支援事業。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作業等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等の支援事業。

(農地の)集積

農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。

(農地の)集約

農地の利用権の交換等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

周年栽培

季節の推移に関わりなく、年間を通じて行う栽培。

主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

新規就農者育成総合対策

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、国及び県が補助する制度で、就農前の研修を後押しする資金(就農準備金2年以内)、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始金3年以内)及び、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入に対して助成する経営発展事業がある。

水源かん養

かん養(涵養)：地表の水が地下に浸透し、地下水に蓄えられること。

水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水を供給される機能。

水路

水を流すための人工的に造られた構造物。広義には河川、湖沼、ため池、調整池なども含む総称として使われる場合がある。

青年等就農資金

日本政策金融公庫で取り扱う、新たに農業経営を開始する方を応援する無利子の資金。

青年農業士

地域の優れた青年農業者を愛知県知事が認定しているもの。地域や組織の若手の推進役として活動を促進することを目的としている。

施肥

植物の生育をよくするため、土壌に肥料を施すこと。

た

多面的機能

多面的：ものの在り方や見方がいろいろな方面にわたっているさま。

農業・農村は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有している。

多面的機能支払事業

農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための、農用地、水路、農道などの地域資源の基礎的な保全管理と質的向上を図る地域住民主体の活動に対する支援事業。

地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線。

畜産クラスター事業

畜産の収益向上を目指すため、畜産農家を核として地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業。施設整備事業、機械導入事業、調査・実証・推進事業等、6事業で構成されている。

強い農業づくり総合支援交付金

生産から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援する交付金。

定年帰農者

農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事することもいう。

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症である。家禽類のニワトリ・ウズラ・七面鳥等に感染すると非常に高い病原性をもたらすものがあり、このようなタイプを高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)と呼び、世界中の養鶏産業にとって脅威となっている。今のところ、一

般の人に感染する危険性は極めて低いとされている。

な

中食(なかしょく)

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当や総菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等でそのまま(調理加熱することなく)食べる。これらの食品(日持ちをしない食品)の総称としても用いられる。

二酸化炭素施用装置

植物の光合成を促進するための高純度炭酸ガスを供給する装置。成長を早め、品質の向上を図ることができる。

担い手

効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者。

認定新規就農者制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度。

認定農業者制度

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画について市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

農家

経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間 15 万円以上の世帯。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき、都道府県知事の許可を得て不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供し、料金を得ている事業。

農観連携

農山漁村の魅力と観光需要を結び付け、農山漁村の活性化と観光立国の実現を図る取組。

農業委員会

農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する、市町村に設置されている行政委員会。

農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

農業経営士

効率的かつ安定的な農業経営を営み、地域の新しい農業の推進役として指導的役割を果たしている優れた農業者を愛知県知事が認定しているもの。地域の新しい農業の推進役としての活動を促進することを目的としている。

農業公園

農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。国や地方自治体のほか、民間や第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

農業産出額

農業生産活動による最終生産物の産出額であり、農作物の品目別生産量から二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。市区町村別の農業産出額については平成 26 年に計算式の変更があり、都道府県別農業産出額を市町村別に按分したものが農業産出額(推計)として公表されるようになった。

農業資材

農業に使用するもの全般を言い、農業用の資材、農機、肥料、農薬、飼料などから LED 光源、ソフトウェア等がある。

農業者

農業に従事している者。

農業従事者

15 歳以上の世帯員で、年間 1 日以上自営農業に従事した者。

農業振興地域

今後相当期間(概ね 10 年以上)にわたり総合的に農業振興を図る地域であり、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。

農業水利施設

農業用ダム(ため池)、堰(頭首工)、用水路等の農業用水の安定供給を図るための施設。

農業用使用済プラスチック

農業生産活動での使用を終えたプラスチック資材で、ビニールハウスの被覆資材、マルチフィルム、水稻の育苗箱、肥料袋、農薬のプラスチックボトル等がある。

農産物販売金額

農産物の販売金額(粗収益)。

農商工連携

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

農村輝きネット

農山漁村において農業経営並びに生活経営の充実やゆとりある生活の研究、知識・技術等の情報交換を行い、男女がともに参画する豊かで活力ある地域社会の実現及び農林水産業への理解促進と振興に資することを目的とした農村女性の団体。

農村生活アドバイザー

農業経営に重要な役割を担い、女性の持つ能力や役割を発揮して地域の指導的役割を果たしている優れた能力、豊かな人間性を持った女性。愛知県知事が認定した農村女性の先導役としての活動を促進することを目的としている。

農地、農用地

「農地」は耕作の目的に供される土地のこと。採草放牧地を含み「農用地」とも言う。

農地・園芸施設バンク

市内の農地や園芸施設の遊休化を抑制し、有効利用を図るため、農地等の斡旋を行う田原市の事業。

農地中間管理機構

担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るために創設された公的団体。

農地法

農地及び採草放牧地の取り扱いについて定めた法律。

農地利用最適化推進委員

担当区域における農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会が熱意と識見を有する者の中から委嘱する委員。

農泊(のうはく)

農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、

古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のこと。

農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農林業センサス

センサス：ある集団を構成する全単位に関する全数調査。

農林業に関しては、日本では 1950 年から 10 年ごとに「世界農林業センサス」が実施されており、中間年には日本独自の農林業センサス(1995 年以前は農業センサス)が実施されている。

は

排水機場

大雨による水害を未然に防止するためにポンプを運転して雨水を川や海に排水するための施設。

花育(はないく)

花や緑に親しみ、育てる機会を通して、優しさや美しさを感じる気持ちを育むこと。「花育」の推進を図ることにより幼児・児童期の成長期において情操面の向上が図られ、地域活動においても花や緑を介した世代交流等により、地域のつながりを深めることが期待される。

バラ受け

従来各戸が自宅で行ってきた収穫後の選果・調製(パック詰め)を出荷場内で外部委託する取組。

半農半X

農業収入の他に、兼業収入を加えて生計をたてるライフスタイル。

販売農家

経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。

人・農地プラン(地域計画)

地域における農業の将来のあり方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために策定する計画。

部会

農家等によって構成されている、農業協同組合の下部組織と見られる法人格を有しない事業体。

副業的経営体

調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

豚熱

CSF ウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病であり、発熱、食欲不振、元気消失等の症状を示し、強い伝播（でんば）力と高い致死率が特徴。アジアを含め世界では本病の発生が依然として認められる。我が国は、平成 19 年（2007 年）に清浄化を達成したが、平成 30 年（2018 年）9 月に 26 年ぶりに発生した。なお、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはない。

ベジエール渥美

渥美半島の農業や安心・安全でおいしい農畜産物の素晴らしさを PR するために発足された団体。加入者全員が野菜ソムリエ以上の資格を有している。

防疫

伝染病を予防し、またその侵入を防ぐこと。

ま

素畜(もとちく)

食肉生産を目的として肥育される牛や豚の肥育開始前のもの。

や

遊休農地

農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地。「現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(第 1 号)」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地(第 2 号)」。

養液栽培

土壌を用いずに、作物の生育に必要な栄養分を水に溶かした液(培養液)を用いて作物を栽培する方法。

長所としては、土壌病害や連作障害を回避できること、耕起、畝立、施肥などの土耕栽培で必要な作業が省略できること、給液や施肥管理が自動化され、大規模化が容易になること、肥料や水の利用効率が向上することなどが挙げられる。

ら

緑肥(りよくひ)

栽培している植物を収穫せずそのまま田畑にすきこみ、植物と土と一緒にして耕し、後から栽培する作物の肥料にすること、またはそのための植物のこと。

編集 田原市産業振興部農政課
〒441-3492
愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
TEL 0531-23-3517 FAX 0531-22-3817